

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和4年3月15日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第4号、議案第13号及び議案第24号の審査----- 質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員）	2
議案第8号の審査----- 質疑（増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員）	24
議案第7号及び議案第14号の審査----- 質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員、水谷毅委員、南野直司委員）	27
議案第6号の審査----- 質疑（光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員）	54
議案第17号所管分の審査-----	55
採決-----	55
所管事項に関する調査について-----	57
閉会の宣告-----	57

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和4年3月15日（火） 午前10時 開会
午後 3時27分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 水谷 毅 委員 南野直司
委員 森西 正 委員 増永和起 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 松方和彦 保健福祉部長 野村真二
同部理事 平井貴志 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
高齢介護課長 真鍋伸也 国保年金課長 森崎孝弘
高齢介護課長代理 田中宏和 国保年金課長代理 畑原陽介

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西健一 同局書記 織田裕太

1. 審査案件（審査順）

議案第 4号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第13号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第24号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 令和4年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第14号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 6号 令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第17号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第 1号 令和4年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第15号）所管分

(午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは、議案第4号、議案第13号及び議案第24号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私から質問させていただきます。6点ございます。

まず、補正予算の10ページです。

国民健康保険災害等臨時特例補助金ということで3,200万8,000円計上されています。これは昨年度も同様に補正予算で計上されておまして、その内容については新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の補助金だったと記憶しておりますけれども、まず、今年度の新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の申請状況について、1回目お聞かせください。

続きまして、予算書の13ページ、一般会計繰入金の未就学児均等割保険料繰入金です。

これは昨日、一般会計のほうでも負担金でもご答弁があったかと思っておりますけれども、改めてその内容と制度の概要などについて、確認の意味でお聞かせいただきたいと思っております。

質問番号3番目です。

予算概要168ページ、特定健康診査等事業です。そこに委託料がございます。特定健康診査等委託料、まずは現状で把握している特定健診受診率の推移と今後の見込みについて1回目お聞かせください。

続きまして、4番目ですけれども、予算概要の168ページ、同じく特定健康診査

等事業のところで、人間ドック助成金です。令和4年度は436万8,000円ですか、計上されておまして、前年度とほぼ同額の予算となっておりますけれども、まずはこの令和3年度の助成状況の見込みについてお聞かせいただきたいと思っております。

質問番号5番目です。

予算概要168ページ、保健事業です。

糖尿病性腎症重症化予防事業委託料、290万円計上されておまして、これは前年度と同額の予算であったと思っております。コロナ禍ではありましたけど、まずは令和3年度保健指導の取り組みについてお聞かせください。

最後6点目です。

保健事業の取り組みとして、これまで計上されていた、服薬適正化推進事業委託料、これは今回なくなっております。これは決算審査に係る委員会でもお聞かせいただきまして、3か年の事業として、令和3年度で終了予定だったと理解しておりますけれども、改めて現在の取り組みについて、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

以上6点です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員のご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1番、補正予算書の10ページ、国民健康保険災害等臨時特例補助金に関してのご質問でございます。

同補助金はいわゆるコロナ減免に係る国から市への補助金となっております。国からの当初通知では、10分の10の補助率ではございませんでしたが、最終的には令和3年度も同様に10分の10となりました。

内容としまして、減免額全体の10分の

6を同補助金で補助し、残りを特別調整交付金で補助するものとなっております。

今年度につきましては、コロナ減免額として5,300万円程度を見込んでおり、その10分の6について計上させていただいております。

なお、令和4年1月末時点での承認件数は200件を超えており、金額としては5,000万円ほどとなっております。

続きまして、質問番号2番、予算書の13ページ、一般会計繰入金の未就学児均等割の保険料の繰入金でございます。

昨日の森西委員のご答弁と少し重複するかもしれませんが、ご了承ください。

こちらは、これまでの7割、5割、2割の法定軽減に加えて、新たに子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から法改正が行われ、国、地方の取り組みとして、未就学児に係る均等割保険料について5割を軽減するものでございます。

その5割軽減した保険料につきましては、公費による負担割合が国が2分の1、府と市でそれぞれ4分の1と定められていることから、必要額について、今回法定の繰入額として予算計上するものでございます。

かねてより国、府に要望してまいりましたことがようやく実を結んだ形となり、子育て世帯の負担軽減が図られるものと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 それでは、続きまして質問番号3、特定健診受診率の状況についてのご質問にお答えいたします。

直近の3か年の法定報告値で申し上げますと、平成30年度が30.5%、令和元年度が31.5%、令和3年度が25.

9%でございます。

決算審査に係る委員会でも述べさせていただきましたとおり、令和2年度の受診率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、最終的には前年度比で5%以上落ち込む結果となりました。

一方で、令和3年度の状況としましては、依然としてコロナ禍にあるものの、医療機関での受診控えが回復傾向にあるのと同様、健診の受診控えも収まりを見せつつあり、受診者数が戻ってきている状況が見受けられます。

保健センターで実施しております集団健診で申し上げますと、10月以降については、12月を除く全ての月で前年度を上回る受診者数となっております。

続きまして、質問番号4番、人間ドック助成についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度の状況としましては、令和4年2月1日現在で申請件数は111件、助成額が284万500円となっております、年度末でおよそ140件程度になるのではないかと見込んでおります。

先ほどの特定健診同様、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、人間ドックを含め、健診の受診控えの影響もございまして、想定を下回る申請件数でございましたが、今年度はある程度受診の動きが戻ってきており、被保険者数の減少があるものの、申請件数、割合としては増加傾向にあると考えております。

続きまして、質問番号5番、糖尿病性腎症重症化予防についての今年度の保健指導部分の取り組み状況ということでお答えを申し上げます。

当該事業の保健指導業務につきまして

は、糖尿病、あるいはその疑いのある方の重症化を予防し、人工透析への移行を未然に防ぐことを目的に、保健師等の専門職による日常生活面での指導、助言を実施しているものでございます。

令和3年度につきましては、毎年度変わる可能性のある入札での民間業者への委託から、常日頃から市内の医療機関の医師との関わりの深い保健師等が在籍する一般財団法人摂津市保健センターへ切り替えることにより、ネックとなっておりました、かかりつけ医との連携強化を図ったところでございます。

現在、かかりつけ医の同意を得られた対象者10名に対し、コロナ対策を講じながら、面談、電話等での保健指導を実施しているところでございます。

最後に、質問番号6番、服薬適正化の現在の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度につきましては、令和元年度から始まりました服薬適正化プロジェクトの最終年度ということで、現在取り組んでいるところでございます。

内容としましては、これまで同様、摂津市薬剤師会との連携の下、60歳以上、6種類以上の薬を服用されている被保険者の方を基本として、対象となった892名の方に対し、服薬履歴を掲載した服薬情報のお知らせ、それから、お薬バッグを昨年8月末に送付をしております。

その後、通知等を受け取られた方が通知書ともし残薬がお家があれば、それをお薬バッグに入れて、おくすり手帳を持って、身近な薬局へ行っていただくと、そこで薬局の薬剤師が薬の飲み合わせなどの相談に乗っていただいているところでございます。

最終的に、通知対象者の4か月後のレセプトデータを基準に、通知書発送前の段階と比較して、服薬の状況がどう変化したか、これについて分析をしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、2回目です。

質問番号1番ですけれども、今年度のコロナ減免の申請状況を、お聞かせいただきました。

依然コロナ禍が続いておりますけれども、今年度もコロナ減免額としては5,000万円以上、見込んでいるということで、多くのコロナ減免の申請があることが理解できました。

令和4年度についても、この当初予算で補助金が計上されていけませんので、いわゆる昨年度と同様に次年度の国の財政支援についてはまだ不透明な状況であると認識しております。万が一コロナ減免の補助金が打ち切られた場合、これまでの大阪府共通基準の減免、あるいは市独自の減免が利用できるのかという点について、分かる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思っております。

質問番号2です。

未就学児均等割保険料の繰入金です。

内容と制度の概要についてお聞かせいただきました。

少子高齢化が進む現在において、子育て世帯を支える国と地方の取り組みが結実したと理解いたしました。

子育て世帯の経済的負担を軽減する取り組みとしては非常に有意義な制度かと思っておりますけれども、この取り組みについて、いわゆる恩恵を受けている方の人数、あるいは金額についてということと、この制度の対象者を未就学児ということですから

ども、さらに広げていくというようなことがあるのかないのかについても、これも分かっている範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

質問番号3です。

特定健診受診率の現状と見込みについて理解いたしました。

依然としてコロナ禍にあるものの、5%以上の落ち込みということでしたけども、一方で、受診者が戻ってきていると受け取りましたので、大変よかったのではないかと思います。

その状況を踏まえて、令和4年度、何か取り組む予定があればお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問4です。

人間ドック助成金です。

令和3年度の助成見込みについてお聞かせいただきました。これも受診控えが収まりつつあると理解しております。何よりだと思います。

それでは、令和4年度の想定申請件数と、周知方法で何かまた新たに工夫されるようなことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号5です。

糖尿病性腎症重症化予防事業です。

保健指導の取り組みについてお聞かせいただきました。かかりつけ医との連携がネックになっていたというところで、ご答弁でも保健センターの委託に切り替えたと理解いたしました。

この事業は、参加者の頑張りだけではなくて、かかりつけ医とか、保健師などの関わる方の連携がないと継続が難しいものだとして理解しております。その意味でも、かかりつけ医との関わりが深い地域に密着している保健センターに委託することは

よかったのではないかと改めて思っております。

それから、別の課題として、保健指導の対象者が少なく、先ほどもありましたけど、確か10名限定であったかと思えますけれども、令和4年度、このあたりの人数の緩和であったり、そのあたりどうなるのかという点についてお聞かせいただきたいと思えます。

質問番号6です。

保健事業ですが、服薬適正化推進事業で、現在の取り組み状況についてお聞かせいただきました。

確か決算審査に係る委員会では、委託事業としては終了して、自前で抽出を行って、勸奨通知を送るというご答弁だったかと記憶しておりますけれども、その前段として、まずはこの3年間の総括を実施するとお聞きしていたかと思えます。このプロジェクトの総括として、既にしているのかどうかということもありますけど、現段階で何か見えてきているようなことがあればお聞かせいただきたいと思えます。

以上、2回目です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、光好委員の2回目のご質問にお答えします。

質問番号1、補正予算に係るご質問でございます。

委員がご指摘のとおり、国の財政支援の有無につきましては、令和4年度がどうなるのか、市の予算編成段階では確定していない状況となっております。

昨年度も3月中旬頃に国からの通知によって、継続する旨の内容が発せられましたが、現在、国の動向を注視しているところでございます。

仮にこの減免制度が継続されなかった場合についてでございますが、個々の状況にもよりますが、例えばコロナの影響で仕事がなくなった方や、所得が大幅に減少された方につきましては、委員のご指摘の大阪府の共通基準の減免に該当する可能性があるのではないかと思います。

また、既に所得が減少した状態が慢性的に続いている方については、保険料決定時点で軽減が一定かかっている可能性もありますので、それでも保険料の支払いが困難な場合におきましては、丁寧な市独自の減免制度も含めて対応をさせていただきたいと思っております。

なお、本市としましては、コロナ減免の財政支援が継続されるよう、市長会を通じて大阪府に重点要望をしており、府においても国へ要望を強くしていると聞いております。

続きまして、質問番号2番、未就学児の軽減措置に係る対象者及び金額等についてのご質問でございます。

摂津市の国民健康保険の被保険者である未就学児は約500人程度おられまして、その均等割額は1,200万円程度になります。今回この5割を公費として負担しますので、一般会計からの繰り入れで財源措置される金額は600万円分で、被保険者の負担軽減になる金額ということになります。

なお、本制度は全国的な制度設計であるため、国の動向を注視するとともに、対象者等を含めた制度の拡充については引き続き市長会を通じて要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 それでは、続き

まして、質問番号3、特定健診の令和4年度の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

特定健診受診率の向上の取り組みとしましては、未受診者対策として、AI、ナッジ理論を活用した勧奨はがきの送付をはじめ、コールセンターを利用した健診受診の呼びかけなど、引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、先月、令和元年度に続いて2回目となる出張での特定健診を新鳥飼公民館、別府コミュニティセンターで実施し、最終的に266名の方に受診をしていただくことになりました。

そこでのアンケート結果においては、また受けてほしいという非常にたくさんのお声をいただきましたし、家の近くで受けられるというところ、それを受診理由に書いておられる方も多くて、地域に出向いて、そういった健診を開催するというところに対する高いニーズを再認識したところでございます。

この出張特定健診については、開催場所、実施方法など再度検証した上で、令和4年度についても引き続き実施して、受診率の向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、質問番号4番、人間ドックの令和4年度の申請件数、周知方法等についてのご質問にお答えいたします。

まず、申請件数ですが、令和元年度から令和2年度、令和3年度にかけて、前年度比で約1.2倍以上の申請件数の増が実績としてございますので、令和4年度においては、令和3年度の見込み件数140件、こちらの1.2倍ということで、令和4年度は168件の件数を見込んでおります。

また、周知方法等の工夫についてござ

いますけれども、新たに制度周知のポスターの作成配布、これを行うほか、従前より市内の健診機関が限られておりますので、近隣市の健診機関の掘り起こしとその周知が課題となっております。その対応として先般、市と済生会吹田病院との包括連携協定を踏まえまして、済生会吹田病院が開設しております健都クリニックモールにおいて行っております、摂津市国保被保険者を対象とした人間ドックコース、これを市のホームページ上でリンクを貼り、掲載を行う取り組みを始めております。

令和4年度においてもこの本協定を踏まえて、さらなる周知啓発等の連携ができればと考えております。

続きまして、糖尿病性腎症重症化予防に係る2回目のご質問にお答えいたします。

対象者の上限、令和4年度はどうなるのかというお問い合わせでございます。

委員がご指摘のとおり、これまで保健指導の対象者の上限を10名に設定をさせていただいておりました。いわゆる広く、浅く関わるポピュレーションアプローチとは異なりまして、専門職が半年かけて、マンツーマン、もちろんかかりつけ医との連携も含めてになりますけれども、その個人の日常生活面から関わっていくというところの個別アプローチでございますので、これまではなかなか人員体制、それから、経費面からも定員を限らせていただいております。

しかしながら、先ほどご答弁させていただきましたように、保健センターに令和3年度は委託をするというところで協議を現在重ねておまして、特定保健指導を一手に引き受けております保健センターの専門職の体制、それから、これまで培った保健指導のノウハウ、こういったことも踏

まえて、令和4年度については、仮に参加したいという方がおられた場合には、最大15名程度まで参加できるように、令和4年度は仕様を見直してまいりたいと考えております。

最後に、服薬適正化の総括についてのご質問にお答えいたします。質問番号6番です。

令和4年度の前半において、ようやく令和元年度からの3か年全体の実績が出るので、具体的には、検証は令和4年度の前半からのスタートになると考えております。

このプロジェクトの目的は、一人でも多くの、特に高齢者の被保険者の方の服薬リスクを軽減するというにありまので、過去2か年の実績からも、長期服薬の医薬品種類数であるとか、あと重複服薬者の該当者割合の減少、こういったことが見られておりますので、一定の効果があつたと考えているところでございます。

加えて、調剤費、保険給付費の中でも調剤費の状況、こちらについても平行して分析をしているところでございまして、この勧奨通知を送付した対象者の方で、服薬に係る調剤費がこの取り組みを通じて一定抑制された金額として、およそ年間800万円程度の抑制につながっているのではないかと試算しているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、3回目ですけども、全て要望とさせていただきます。

まず、質問番号1です。

臨時特別補助金の対応についてです。

お聞かせいただきまして、いわゆる休業決定を待っている状況であると理解いた

しました。またコロナ減免が継続されていなかった場合でも減免や軽減といった何らかの措置が適用できるであろうということです。その場合は事情に応じた丁寧な対応をお願いしたいと考えます。

しかしながら、今年度と同様に、年度途中であっても、財政決定がなされれば補正で対応することも可能かと思いますので、財政支援が継続される場合はしっかりと対応いただきたいと考えております。

また、市長会を通じて大阪府に要望しているという話もありました。コロナ禍という状況は国を挙げて対応すべきと考えますので、引き続き大阪府を通じてになるかと思いますが、国にも要望していくという姿勢をしっかりと取っていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、これは要望としておきます。

質問番号2です。

対象者や経過についてお聞かせいただきました。

制度の拡充については、引き続きまた国や府に働きかけるということで理解いたしました、よろしく願いいたします。

保険料率の引上げが行われている中、被保険者の負担軽減という面に今しっかりと目を向けながら、また、国の動向にも注視していただきたいと思いますし、被保険者に必要な情報の周知が漏れなくできるように図っていただきたいと考えておりますので、併せてよろしく願いいたします。

これも要望としておきます。

続きまして、質問番号3です。

特定健診の令和4年度の取り組みについてお聞かせいただいたかと思います。

出張特定健診が好評であるということ、

また、引き続き実施していくとお考えがあると理解いたしました。

何度もこれは申し上げていますが、生活習慣病予防の最初の第一歩は健診と思っておりますし、被保険者の方にいかに市で受けていただけるかという視点が重要になってくるのではないかと思います。

昨日、保健福祉課の答弁もありましたけど、報道では4回目のワクチン接種という話も出ております。例えばそういったワクチン接種と同時にを行うとか、あるいは、後期高齢者の健診とセットで行うとか、そういった有効な手段かと思いますし、また、イベントとかと、タイアップすることで相乗効果も生まれると思いますので、ぜひそういった視点も持ちながら柔軟に工夫して対応していただきたいと思いますし、よりたくさんの方々に受診していただけるように、ぜひ出張特定健診についてもしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

要望とします。

続きまして、質問番号4番目です。

人間ドック助成費です。

令和4年度の想定申請件数及び周知方法などについてお聞かせいただきました。

申請件数は、令和3年の1.2倍、約170件程度を見込まれているというご答弁だったかと思います。

また、市内の健診機関が限られている中、近隣の健康機関との協力、連携し、人間ドックコースというのもリンクされていることで、非常にいいことだと感じております。

本市は健康・医療のまちづくりを進めているわけですので、ぜひとも疾病の早期発見、あるいは重症化予防の観点からも、本制度をしっかりと周知していただきたい

と考えておりますので、よろしくお願いたします。

これも要望としておきます。

続きまして、質問5です。

糖尿病性腎症重症化予防事業です。

保健指導の対象者についてのお考え等々についてお聞かせいただきました。

結局のところは、保健センターの委託というところで、定員に柔軟性を持たせることが可能になったと理解いたしました。

本市は人工透析患者が府下でも多い自治体に入っていると認識しておりますし、もっと早くから対象者の定員を広げてもよかったのではないかと一方では感じておりますけれども、予約は最大15名になったということで、1.5倍ですので、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みは大きく前進するのではないかと感じております。期待しております。

今後とも引き続きこの分野には力を入れていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

これも要望としておきます。

質問番号6です。

服薬適正化の総括について、現段階で見えてきている内容についてお聞かせいただきました。当然今3年目ということなので、令和4年度の前半からということですが、ご答弁もありましたように、新しい情報としては、一定の調剤費の削減効果で、年間で800万円程度とお聞かせいただきました。

これも引き続き、多角的に分析していただきたいと思っておりますし、令和4年度の取り組みになろうかと思っておりますけど、まとめ次第また折を見てご報告をいただければと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険特別会計、予算書の10ページ、国民健康保険料、また、条例にも関係します、国民健康保険の値上げ、これを質問番号1番としてお聞きします。

今年度は保険料、据え置きだったわけですが、来年度は値上げということで、一人当たりの保険料が幾らになるのか、今年度と比較してどれだけの値上げなのか、また、大阪府の標準保険料を出されていると思うんですけれども、それは幾らで、差額はどれだけの値上げなのか、激変緩和してどれだけ下げたかということです。そもそもこの保険料の値上げというのはなぜなのか、どういう理由で値上げをするのかということについてもお答えいただきたいと思っております。

質問番号2番です。

予算書12ページ、国民健康保険財政調整基金繰入金というのがありますが、保険料の引き下げの財源として基金の繰入金を使われるんだと思うんですけれども、保険料引き下げの財源の内訳です、それを教えていただきたいと思っております。総額も教えてください。

質問番号の3番です。

補正予算の17ページに、国民健康保険財政調整基金の積立金というのがありました。基金は今どのような状況になっているのか、教えてください。

予算書の18ページに運営協議会費というのがあります。国保運営協議会についての予算ですが、国保の運営協議会の役割について教えていただきたいと思っております。

都道府県と市町村と今両方あると思いませんけれども。

質問番号5番です。

12ページ、保険料軽減分等繰入金というのが一般会計繰入金の中にあります。法定外の繰入金と言われるものですが、この内訳についてどうなっているのか教えてください。

保険料の減免制度ごとの実績、先ほども光好委員から保険料減免についての質問がありましたけれども、共通基準とか、独自減免とか、コロナ減免、それぞれあると思いますので、その実績について教えてください。

また、一部負担金減免制度も教えてください。

質問番号6番です。

光好委員も言うておられましたけれども、12ページの未就学児均等割保険料繰入金、これは条例のほうでも未就学児の均等割が出てきますけれども、子どもが生まれるごとに、お祝いではなくて、罰則のようにかかってくるのがこの国保の均等割です。子育て世帯の負担の軽減を求めて日本共産党も声を上げてまいりました。子どもの均等割に対しての無料化ということですが、ようやく不十分ながらこれが一歩前進というか、実ったとなると思うんですけれども、この均等割の半額というのは一体幾らなのか、来年度予算の形で結構ですので、教えてください。

それから、質問番号7番です。

補正予算の10ページ、国民健康保険災害等臨時特例補助金、コロナ減免について国が10割負担になった分だということで、光好委員の質問にお答えがありました。コロナ減免は、今年度が2年目でございます。

先ほど今年度の件数の答弁があったのかと思いませんけれども、1年目と2年目、それぞれどういう差があるのか、数を教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 それでは、答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、増永委員のご質問に順次お答えしていきます。質問番号1番、保険料に関するご質問でございます。

まず、令和4年度の一人当たりの平均保険料でございますが、11万6,845円、令和3年度、令和2年度は据え置きましたが、こちらのほうが11万207円でございます。6,638円の増となっております。

また、大阪府が示しております、本算定で示されました、本市の保険料必要収納額は15万5,456円で、府平均との差額は7,670円でございます。

この保険料の値上げの理由についてでございますが、広域化後、3年経ちまして、残り3年での統一料率ということが現在示されております。その部分を加味しまして、残り令和3年から4年、令和4年から5年という形での階段を上げるために、今回この改定に踏み切ったところでございます。

続きまして、質問番号2番、基金のご質問で、まず、抑制財源のお話であったかと思えます。

令和4年度におきましては、総額で3,990万5,000円を保険料の抑制財源に投入しております。内訳としましては、府支出均等で2,990万5,000円、基金で1,000万円の抑制財源となっております。

おります。

続きまして、質問番号3番、補正予算書の17ページに係るものだったかと思えます。

基金に関するものですが、令和2年度の決算で確定している基金残高は4億198万4,273円となります。現状確実に言える額はこの金額でございます。令和3年度の決算が出ておりませんので、もし仮に今回の補正での基金の積み立てを単純に計算をして計上すると4億4,000万円程度になるかと思われます。

続きまして、予算書18ページ、運営協議会費についてのご質問でございます。

役割ということでございましたが、例年2回から3回の協議会を開いております。主に前半は、前年度の決算の見込みに関する審議、報告、後半に関しましては、保険料の決定、あるいは条例改正等に関する諮問事項に対する答申をいただいております。

なお、委員がご指摘のとおり、大阪府のほうにも国保の運営協議会がございます。こちらのほうは、府内市町村で構成される広域化調整会議等の審議を経た後に保険料の本算定に関する算定方式の決定であったり、府の条例改正等に伴う審議をされており、そういった形での役割を大阪府の国民健康保険協議会は担っております。こちらのほうも年2回から3回の実施をしていると聞き及んでおります。

続きまして、質問番号5番、軽減分等の繰入金に関するご質問でございます。

まず、令和4年度に関しましては、保険料の抑制分としてはゼロ円、保険料の独自減免分として134万2,000円、一部負担金減免の独自分として145万5,000円を計上しております。

共通減免の所得減少件数で申し上げますと、令和2年度が233件、令和3年度が、2月末の申請時点で263件、市独自減免に関しましては、令和2年度が3件、令和3年度が、2月末時点で5件となっております。

また、一部負担金減免でございますが、令和2年度が共通で4件、独自減免で42件、令和3年度は、共通で8件、独自減免で37件の2月末時点での申請状況となっております。

続きまして、質問番号の6番、未就学児の均等割軽減に関しての一人当たりの軽減額といいますと、医療分として1万5,519円という形になります。

続きまして、質問番号7番、コロナ減免の状況でございます。

令和2年度と令和3年度で申し上げますと、令和2年度は、現年分でお答えしますと324件、それに対して令和3年度が236件の2月末の申請状況となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、国保料の値上げです。

毎年、毎年、値上げをしてきて、やっと今年度は据え置きという形だったんですが、私たちは値下げを要望しましたけれども、またさらに来年度も値上げということで、摂津市の国民健康保険特別会計は黒字なんですけれども、値上げをするのは大阪府の統一保険料率に合わせていくためなんだというようなことでございました。大阪府もどんどんと金額が上がっていています。自然増だけではなくて、そこに追いつくための値上げ分が積み重なってい

るということです。

それでは、具体的にどれくらいの負担が国保加入者の世帯にのしかかってくるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

まず、モデルケース1として、単身世帯65歳以上74歳以下、年金収入月12万円、ケース2、3人世帯、40歳代一人と子ども二人、年間所得110万円、ケース3として、4人世帯、40歳代二人と子ども二人、年間所得210万円、ケース4として、4人世帯、40歳代二人と子ども二人、ここは年間所得310万円、このケースで今年度と来年度とそれぞれ国保料、一体幾らになるのか、教えていただきたいと思えます。

続きまして、質問番号2番です。

一般会計の繰り入れはもう財源としてなくなった。基金と府のお金だけでいけるということでした。基金の繰り入れも僅か1,000万円ということです。統一化後は府が出してくるのと同じ保険料になりますので、引き下げ財源というのはなくなるわけです。そこに基金を繰り入れるということもやらなくなるというルールです。

統一化後、この基金の使い道というのがあるのか、これについてお答えください。

質問番号3番です。

2020年度決算で、4億円を超える基金があるということだったんですけども、さらに約4,000万円の上積みになっていく。今回、保険料の引き下げの財源としては1,000万円しか繰り入れないわけですから、基金はやはり積み上がっていく、この1,000万円の基金の繰入金も今までの決算を見ていると、結局基金を取り崩さなくてよかったとなっていた

と思うので、基金が減るのかとは思えないという状況になっています。

先日の本会議で、2018年度から統一化は決まっていたという他会派の代表質問がありましたが、国の行ったいわゆる都道府県化と、大阪府の統一化が混同されているのではないかと思います。改めて国民健康保険法改定による法的に決まった都道府県化と大阪府運営方針の府内統一化は何が違うのか、運営方針は見直しが定められていますが、何年ごとで、直近はいつなのか、これから先を教えてくださいと思います。

質問番号4番です。

国保運営協議会についてです。

国保運営協議会は役割が定められています。都道府県の運営協議会について、これは国が出している通知ですけれども、委員の構成というところで、都道府県の国保運営協議会は国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、国民健康保険事業費納付金の徴収、額を決めることも含めて徴収ということやと思うんですけど、都道府県国民健康保険運営方針の作成、その他の都道府県が処理することとされている事務に関わる重要事項について審議を行うと書かれています。

また、市町村の国保運営協議会については、市町村の国保運営協議会は国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険料の徴収、これは保険料のその賦課とか、そういうことも含めているんですけど、幾らにするかという。その他の市町村が処理することとされている事務に係る重要事項について、と定められています。これは国の文章です。

それから、摂津市は市町村ですけども、摂津市の国保運営協議会について、

審議事項として、一部負担金の負担割合に関する事項、保険料の賦課方法に関する事項、保険給付の種類及び内容に関する事項、その他市長が必要と認める事項、こう書かれています。

国民健康保険法に基づいて置かれている運営協議会、国民健康保険法に基づいて役割が決められているということですが、統一化というのを大阪府がやった後は、保険料も減免制度も全て市町村独自には決められないと、大阪府の運営方針は言っております。それでは、市町村の運営協議会は一体どういうことをするのかということについてお尋ねしたいと思います。この性格が変わるのかということです。

続きまして、質問番号5番です。

保険料軽減分繰入金です。コロナ減免がありますから、保険料減免はそれぞれそう大きくない数字ということで、これは理解ができるところです。

それでも、共通基準も、市独自も、令和2年度よりも令和3年度のほうが多くなっているわけですか。

また、一部負担金の減免ですが、大変になっているのはコロナの減免が使えなくなっている可能性があるということです。

また、一部負担金の減免ですが、これは保険料の減免は共通基準がたくさんで、市だけやったんですが、逆転しているんです。共通基準のほうがすごく少ない。令和2年度が、共通基準4、市が42、令和3年度は、共通基準8、市が37ということで、摂津市の一部負担金の減免制度というのが大変利用しやすい、市民に喜ばれている制度だということ、この数字を見ても改めてよく分かります。共通の一部負担金減免って大変使いにくい制度だということです。

これは統一化後どうなるのか、教えてください。

続きまして、質問番号6番です。

未就学児均等割保険料についてです。

均等割の半分が保険料軽減されるということで、負担軽減になるわけですが、先ほどモデルケースをお示ししました。その中で、1番は高齢者のひとり暮らしですので、子どもがいないということですが、ケース2、3、4は未就学児が一人いるという場合、これがそれぞれ幾らの軽減になるのか。そして、保険料としては幾らになるのかということをお教えいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号7番です。

コロナ減免です。

コロナで大変な人への軽減ということなんですけれども、令和2年が324件で、令和3年度は減っているんです、226件、ということになっています。

このコロナ減免って、前年の分の売り上げが3割以上減らないと使えない制度なんです。なので、コロナが来る前はある程度収入があった。それで、コロナが始まって、収入が落ちた、この最初の年はたくさんの方が利用できたんです。ところが、コロナ2年目になる、もう収入が既に下がっているのがもっと下がるとなかなかなくて、ここでたくさんの方が受けられなくなっていくってしまったと思うんです。それが共通基準とか、独自減免のほうにいつているんだと思うんですけれども、コロナ減免が受けられなかった人の割合よりもそちらがふえている割合はやはり大分小さいです。売り上げが回復して、もうこの減免は使わなくなったんだという人がたくさんいらっしゃるんだとしたら、それはそれでいいんですけれども、そうではなく

て、やはりしんどくなっているけど、減免も受けにくくなっている、こういうのが実態ではないのかと思います。

さらに、厚生労働省が事務連絡を行っておりまして、国や都道府県からの給付金は、事業収入に含めないと明記しているということなんです。様々な給付金があります。その中で、確定申告をするときは、自営業の方なんか、営業の収入、売り上げのように、雑収入という形かもしれませんが、入れないといけないといわれている。例えば持続化給付金であるとか、営業のための給付金、ここは申告のときにそれを入れないといけないと言われているんです。収入はその分上がると、所得も上がるということになるわけなんですけど、減免にいくと、この収入はそれは取り除いて計算しなさいと言われるんです。減免のときにはそこを除いて3割減らなあかんというような格好になるんです、このコロナ減免。これは非常に理解しにくい、コロナで大変な人を救いましょうと言うているコロナ減免なのに、おかしいと思うわけですが、このことについて摂津市は、このとおりやっているのか、これからもそうしていくのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

以上、2回目です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 増永委員の2回目のご質問にお答えします。

保険料に関するモデルケースについてのご質問であったかと思えます。

それでは、モデルケースに沿って、順にお答えします。

モデルケースのまず一つ目、65歳以上74歳以下の年金収入12万円程度の方ということで、令和3年度は2万3,58

7円、令和4年度ですと2万4,378円で、791円の増となります。

二つ目のモデルケース、3人世帯40代一人でお子様二人で所得110万円の場合ですと、令和3年度は17万6,056円に対して、令和4年度は18万1,236円、5,180円の増となります。

モデルケース三つ目、4人世帯で40代お二人、お子様二人で、所得210万円の場合、令和3年度は40万円6,615円に対して、令和4年度は41万8,195円で1万1,580円の増となります。

モデルケース4の4人世帯で、40代お二人、お子さん二人で、310万円の所得の場合ですと、令和3年度で計算しますと58万5,746円、令和4年度ですと、60万1,856円で1万6,110円の増となります。

続きまして、質問番号2番、基金の統一化後の使い道に関するご質問であったかと思えます。

委員がご指摘のとおり、激変緩和措置期間におきましては保険料の抑制財源として一定基金を使うことはできます。それ以降に関しましては、現行の運営方針では定められておりませんので、本市としましては統一化後の収納不足の補てん、あるいは保健事業の既存の拡充、もしくは新規の保健事業に対しての財源として活用してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、広域化と統一化のお話でございます。

広域化に関しましては平成30年度のいわゆる都道府県化でございまして、府内、大阪府でいいますと、府内市町村と大阪府が共同保険者となって財政運営を担って、国民健康保険を持続可能かつ安定的な医療制度として構築するためになされた法

改正と認識しております。

また、大阪府の運営方針で定めております統一化、これはあくまでも通過点として国は捉えておりました、統一化することで同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料になるというところを一つの通過点として定められているものでございます。直近の運営方針の見直しは昨年度に行われ、次が3年後、令和6年度に再度運営方針の見直しが行なわれるものと認識しております。

質問番号4番、運営協議会の役割についてでございます。

今、委員がご指摘されたそれぞれの役割について異論はございませんが、統一化後の運営協議会の役割につきましては、もちろん様々出てくるかと思えます。もちろん予算・決算に関する報告はもちろんのこと、新たな保健事業であったり、そういった部分が審議の内容となっておりまいます。

一つは保険料の平準化を目的としている大阪府の運営方針が一定めどがつかますと、残りの二本柱のうちの一つ、医療費の適正化が今後大きな役割を担ってきますので、そちらのほうに重点を置いた協議が行なされると認識しております。

続きまして、質問番号の5番、減免に関するご質問でございます。

その中でも一部負担金減免のご質問でございましたが、こちらにつきましても、現行の運営方針におきましては、保険料への統一及び各種減免制度の統一も定められておりますので、一部負担金減免につきましても一定この令和6年度での整理が行なわれるという形で認識をしております。

続きまして、質問番号の6番、未就学児の軽減に係るモデルケースの影響額についてでございます。

先ほどのモデルケースの1を除いた2から4でお答えします。

モデルケースの2で、お一人が未就学児であった場合は1万117円の減となり、保険料としては17万1,119円となります。

モデルケース3の場合ですと、未就学児一人当たり1万6,185円の減で、保険料のほうは40万2,010円となります。

モデルケースの4の場合ですと、未就学児一人当たりで2万232円の減で、保険料は58万1,624円という形になります。

続きまして、質問番号7番のコロナ減免の状況から使いにくい、使いやすしいというところの話でございますが、令和2年度、確かに324件の申請がございました。この中で、令和3年度もコロナ減免を受けられた方というのは63件ほどございまして、全く使えないわけではないというところをまずお伝えしたいところではございます。

ただ、その一方で、柔軟な対応ということを決算審査に係る委員会でも申されておられました。制度が出来上がって間がないといえますか、様々なご意見がございまして、本市としましては、国の通知の範囲内で柔軟に対応しているところでございますので、その点に関してはご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3問目です。

モデルケースごとの保険料、質問番号1番です、お答えいただきました。所得210万円の世帯で保険料が40万円を超える、約5分の1ということです。所得310万円、このケース、4人世帯、60万円

を超えている、本当に所得の5分の1が国保料で消えてしまうというのが今の国保料です。本当に大変なことで、社会保障が暮らしを圧迫するという事態が起きていると思います。これを本当にこのままでいいのかという問題なんですけど、これからまだあと1年、大阪府の保険料のために値上げを繰り返して、その後は大阪府の言うがままの金額になっていくというようなことだと思いますが、この保険料って高過ぎると思いませんか、それについてお答えください。

続きまして、質問番号2番です。

国民健康保険料の基金はこれからどう使うのかということに対して赤字補てんとおっしゃいましたけれども、大体赤字にならないように大阪府は考えることが基準になります。摂津市だけが赤字が出て、この基金を取り崩さないといけないというような事態にはほぼほぼならないんじゃないかと思えます。何か特別な災害とかあって、摂津市だけがそうなったとしても、そういう災害のために用意されている大阪府の基金というのがあります。ちゃんと手当てはされるようになっているわけです。この4億円以上もの赤字、来年度はどうなるか分かりませんが、これを大きく使うようなところはなくなっていくと思うんです。確かに保健事業とかには使います。しかし、それでこの莫大な金額を使ってしまうというようなことにはならなくて、赤字もならない、基金はずっと眠らせておく、こういうことになっていくんじゃないのかと非常に心配をいたします。

保険料の減免に使えないということでありましたら、例えばクーポン券を配ったという自治体があるんです。こういうような形で市民に使えなくなる前にしっかり

と還元をするということについてのお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

続きまして、質問番号3番です。

国の都道府県化と、これは法定で決まったものです。大阪府の統一化についてお尋ねしましたが、明確なお答えになっていないと思います。都道府県化というのは、これは法的に定められたものです。国民健康保険法では保険料や減免制度の決定権はあくまで市町村にあります。都道府県の役割というのは、先ほども言いましたように、分担金を徴収して、医療費として払っていく、大きな財政の負担は、これは大阪府が担うということになっていますが、各市町村でその保険料をどうするのか、減免制度をどうするのか、集め方をどうするのか、こういうことを決めていくのは、国民健康保険法にきちんとその決定権は市町村にあると書いてあるんです。ここをしっかりと答弁をしていただきたいと思えます。コンプライアンスとよく言われますけれども、法的にきちっと書いてあることをうやむやな答弁でごまかすのはやめていただきたいと思えます。

さらに先を行くというのは大阪府が勝手に言っているだけです。全国の市町村の中で大阪府のようなやり方をしているところ、保険料から、減免制度から、何もかも全部統一するんだというようなところはほかにありません。そこを目指していくのがもう既定の路線のような、そういう言い方はおかしいと思えます。大阪府の統一化にしても、国保運営方針の中でそういうことをうたっているだけですから、それに反したからといって何の罰則もありません。

さらに、この統一化のための運営方針と

というのは、先ほどお話がありましたように、見直しが3年に1回されることになっています。令和6年度とおっしゃいましたが、このときというのは大阪府が今まで言ってきた統一化をすると言っている年です。その手前に見直しがあるわけです。ここで、いや、やっぱり見直しましょうという話になった、それは統一化にならないということになるわけですから、これは各市町村で、大阪府下の中で府と一緒に話し合いを進めていかれると、そういう内容だと思います。そここのところはしっかりと法的に決まっているもの、そうではなくてみんなの合意で進めているもの、ここについてちゃんとした答弁をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

これについては要望としておきます。これからしっかりとした答弁をしてください。

続きまして、4番です。

国保運営協議会の役割です。

今、統一化の後は運営協議会で国保料のことについてとかは報告だけになるというようなお話やったのかと思いますけれども、これも様々なところで法的に矛盾をすすると思います。運営協議会が何をするかということはきちっと決まっているんですから、そこから文言を取り外すようなことはやめてください。

全国知事会は、国保の構造的な問題、これはいつも摂津市の国保年金課もおっしゃるところです。低所得者が多い、高齢者が多い、医療費がかかると構造的な問題があって、保険料の負担が増加していくことには無理があると、こういう指摘をしたんです。都道府県化に当たって、1兆円の公費を投入すべきやと、でないと引き受けられないと、こう言うたわけです。国は1兆円

までいかなかったけれども、毎年3,400億円は入れますと約束をして、これは今も実行されています。

国は、この3,400億円で、加入者一人当たり1万円の引き下げ効果がある。こう言っていたわけです。ところが、大阪府は都道府県化後も府下市町村にどんどん値上げを押し付けて、市町村も府も黒字を大きくして、基金をふやしている。その一方で、加入者は負担増で、さっき所得の5分の1が飛んでいくと言いましたが、本当に圧迫されていると、生活がやっていけない状態になっている。運営方針見直しに向けて、これから統一化の前に見直しをする時期というのが来ますから、そこに向けて、この統一化というのは先延ばしするように求めるべきだと思います。

前回の統一化に向けての意見聴取の中では、他の市町村からは、統一化を先延ばしするべきやと声が上がっていました。このコロナ禍の中で大変不透明な時期ですから、ぜひそうしていただきたいと思いません。

先延ばしされなくても、統一化に法的根拠はありませんし、市民の生活最優先に国保料を引き下げるべきやということは申し上げておきますが、コロナ禍で、市民が大変な中で先延ばしということをお考えになるというようなことはあるのか、大阪府に向けて声を上げるということはあるのかということについてお尋ねしたいと思います。

質問番号5番です。

減免も全部一つになってしまうということです。摂津市が誇ってきた一部負担金の減免制度、非常に活用されて、この一部負担金の減免の総額というのはそんなに大きくないんです。非常に使いやすいので、

まだ軽い段階で医療にかかる、お金がないから医療にかかれない、それをずるずると医者に行かずに病気がどんどん重くなって、ついに救急車で運び込まれて、多額の費用が発生する。こういうケースがよくありますが、そこへいく手前で、早い段階でお金の心配をせず医療にかかる、この摂津市の一部負担金免除の制度は非常に大事なものです。ぜひこれからも引き続き続けてほしいんです。特に保険料減免などの制度については、それぞれの自治体で、違いがあるんだから、これは違いをそのまま残していてもいいんじゃないかとか、そういうような議論があったと思うんですけども、それについてどうなっているのか、教えてください。

質問番号6番です。

未就学児がいた場合、幾ら減額になるのかという、ケースごとにお尋ねをいたしました。

ケース2とケース3は法定軽減がかかるので、減額幅がケース4と比べると大きくないんですが、均等割りの半額といっても結構大きな額が減免になるんだと思います。法定軽減のかからないケース4でいくと、未就学児が一人いたら2万232円ということでした。この2万232円を差し引くと58万1,624円に減免されるわけです。ところが、この58万1,624円と、令和3年度分の保険料58万5,746円と比べると4,122円しか下がっていないんです。国の制度としては2万円以上の引き下げをするような制度をつくったにもかかわらず、摂津市が保険料を値上げしたために、前年と比べて下がっていないやんという話になるわけです。せっかく子どもの保険料を引き下げるということで、やっと一歩前進したわけですけども、

それを薄めてしまうような、こういう値上げになっているということやと思いますので、この値上げはやめるべきだということをしかりとこれは考えていただかないといけないと思います。

兵庫県の加西市では18歳未満全額免除、こういうことが行われています。今、全国の自治体で子ども均等割りの減免制度が広がっているんです。国のこの制度ができてから、さらにそれをふやす、乳幼児医療費なんかそうでした。もともとの制度の上にさらに市町村が制度をのせて、摂津市も18歳まで全額免除ということをやっていたいておりますけれども、そういう形で各市町村がこの未就学児の均等割半額というもののまだ上に上乗せをして、これからどんどんと軽減が広がっていくと思います。

ところが、大阪府はこういうことを認めないと言っているわけです。大阪府下でも羽曳野市は国の減免を1年前倒しで実施したそうですけれども、統一化後はこのようなことはできない。もう府にお願いしますとか、国にお願いしますと言うしかない。ということやと思います。

国は、こういう各市町村が自分たちの判断で独自の減免制度をつくっていく、または、国の制度の上に上乗せをしていく、このことは政策的な一般会計の繰り入れだということに認めている。ところが、大阪府はこれも認めない。硬直した制度運営になるような統一化はやめるべきだと言っておきます。しかり声を上げて、こういうやり方はやめてくれと教えてください。

質問番号7番です。これは要望としておきます。

コロナ減免です。

柔軟な対応をしていただいたというこ

とを聞いて、非常によかったと思っていますすけれども、これからもさらに柔軟な対応をしていただきたいと思います。

コロナ減免、できて間がないからか知りませんが、本当にコロナで苦しんでいる人を助けなあかん減免なのに、様々な問題点があります。

例えば世帯主の問題です、世帯主の収入が3割以上下がらないとこのコロナ減免は使えないということになってはいますが、年金暮らしのご主人で奥さんはまだもう若くて、パートで働いていますと、その奥さんの仕事がなくなって、収入がぐっと落ちたと、こういうようなケースがあっても、世帯主は夫なので、妻が収入が落ちてもこれは使えない。でも、実質、妻の収入でその家庭は支えられている。介護保険は実質のところを見て、そっちを世帯主扱いするんです。ところが、国保はそうではないというお話なんです。しかし、茨木市なんかでは、そこを柔軟にちゃんと対応して、実質の収入の大きい人が下がった場合は、そこを世帯主扱いしてちゃんと減免しているわけです。

また、妻に前年度の収入があった場合は、その部分を割り引くというやり方をやりますけれども、その妻がコロナで仕事を失って、収入がゼロになっても、やっぱり前年度の収入があったからといって、その分を割り引かれるんです。これも他市では柔軟に対応しています。

これからぜひしっかりと実態を見て、本当にコロナに困っている人が救われるような減免制度の運用を柔軟にやっていただきたいと思います。

3回目の質問を終わります。

○香川良平委員長 答弁を求めます。
森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、増永委員の3回目のご質問にご答弁申し上げます。

一つ目が保険料が高いのではないかとというご質問でございます。

保険料に関しましては、事業費納付金の算定に基づき、精緻な推計のもと、算定されたものが本算定結果と捉えており、本市としましてはそれを踏まえて、被保険者、市民に急激な負担とならないよう、改定をしているところでございます。

二つ目の質問でございます。

黒字化が続いている、これが残るのではないかとこのところでございますが、ある市町村ではクーポンなどの、そういった考え方もあるということでございます。

本市としましては、先ほど申し上げた基金の使い方の考え方には変わりはございませんが、第2期の国保運営方針にはございませんが、以前には、府と市町村における共同基金といった考え方も検討はなされようとしておりました。そういったことも踏まえて、あくまでも今は府との共同での実施でございますので、そういったことを考えて、府内全体の財政収支の安定を図るための基金の活用の仕方も検討、意見してまいりたいと考えております。

質問番号4番の運営協議会に係るご質問でございます。

委員がご指摘のとおり、令和5年度から6年度にかけて運営方針の見直しがあります。委員のご意見にもありましたように、府内市町村の一部では激変緩和措置期間の延長といった声も上がってはおります。こちらにつきましては、本市としては今、現行の運営方針が令和6年度で統一となっておることから、そちらに向けて一定の努力をしているところではございますが、その際において、また運営協議会での意見

等も踏まえながら、府内全体の動き、動向を注視したいと考えております。

質問番号5番の一部負担金減免に係るご質問でございます。

こちら先ほどの質問と重複するところではございますが、一部負担金減免に関しましては、確かに市町村それぞれの歴史であったり、経緯があった中で作り上げられた独自の制度であるかと思っております。

ただ、一方で、運営方針におきましては、統一料率及び減免制度に関しましても一定統一すると明記がなされておりますので、本市の考えとしてはその部分に向かっているところでございます。

ただ、何らかの形で激変緩和措置期間が延長となるようなことがありましたら、当然のことながら、この一部負担金減免に関しましてもそれが延びるということもあり得るかと思っております。

以上です。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 1番の保険料の値上げについてです。

大変高いと思いませんかという問いに対して、精緻な算定をしたものだというお答えでしたが、精緻な算定をしている割には市町村、大阪府にも黒字がどんどん残って行って、保険料だけが上がっていくという、説明のつかないことが続いていると思っております。これは市町村からの意見聴取の中にも、市民に対して説明がつかないとの声は何件も書かれておりましたので、市町村の本当の思いというのはそうじゃないかと思っておりますので、ぜひそれをしっかりと大阪府にも伝えてもらって、引き下げの方向でお願いしたいと思っております。要望とします。

続きまして、質問番号2番です。

一応今の状況の中では、保健事業とか、赤字が出たときの補てんだけれども、これから使い方に関しては、少し考えていくという方向もあるのかという、そういうお答えやったのかと思います。ぜひ保険料が引き下がる形で、それぞれの市町村にたまっている基金、国保にしか使えない基金ですから、ちゃんとできるように摂津市からも声を上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望とします。

質問番号4番です。

先延ばし、延長する声というのがあったということは言っていました。また、さらに摂津市としては今はそう言っていないけれども、府内全体の意見も聞いていくんだということでもございました。ぜひ摂津市の市民の国保料、このことを考えて、もちろん非常に安くなって統一されるというんだったら、市民も文句を言わないかもしれないですけど、どんどん上がっていくという中では、これはやはり市民の暮らしを考えて、しっかり声を上げていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

質問番号5番です。

保険料の減免制度についても、一部負担金の減免制度についても、やはりそれぞれの市町村が様々な制度を今まで歴史を重ねてつくってきたわけです。これを乱暴に統一してしまうというのは、やはり本当に大変なことだと思うし、市民に対して非常に損害が大きいと思っておりますので、この保険料減免、一部負担金減免については、これからはしっかりと声を上げていただきたいと思います。要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、質問させていただきます。

補正予算の、歳入で一般被保険者、国民健康保険料が5,334万8,000円のマイナス補正となっています。繰越金が同額の5,318万7,000円の増になっていまして、先ほどからも質問がありますがけれども、国民健康保険災害等臨時特例補助金で、これが今回補正で上がっていきまして、令和4年度の予算では、前年度と比べて一般被保険者の国民健康保険料が4,176万8,000円の増になっています。補正ではこの部分が5,000万円以上の減にしていますがけれども、今回の予算では増というような金額になっております。その流れをお教え願いたいと思います。

府補助金の保険給付費等交付金が3億3,665万円の減になっていまして補正から令和4年度の予算にかけてのこの流れをご説明いただきたいと思います。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、森西委員の、令和3年度から令和4年度にかけての補正と当初予算の関係及び普通交付金、給付金の関係に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、補正予算書の8ページ、9ページの保険料の減に関しましては、コロナ減免による国からの財政支援に伴い、全額補てんされることから減額するものでございます。

一方、そのページの一番下です、前年度の繰越金に関しましては、令和2年度の収支差額の余剰金を国庫返還金の財源として、令和3年度に繰り越して充当するものでございまして、それらを残しますと、先

ほどの増永委員のご質問にありました残額4,400万円ほどが残りまして、こちらを基金に積み立てする形となります。

簡単に整理しますと、令和3年度と言いつつも、令和2年度の決算余剰金が影響しております。実績に伴った補正の減や返還等の精算を行った上で、最終的に、今回であれば基金の積み立てという形になってまいります。よって、令和2年度の収支によって、令和3年度の補正財源がどうなり得るか、また、それが残れば基金は相対的にどうなっていくかというような形が今の広域化後の国保特会の流れとなっております。

続きまして、予算書の10ページから始まります普通交付金と給付費の関係、また、保険料のご質問もございました。

保険料に関しましては、今年度上昇改定した関係もあり増額となっております。

また、普通交付金に関しましては、広域化後、給付費、いわゆる医療費は府からの普通交付金で基本的に全額賄われる仕組みとなっております。その部分においては、財政収支の健全化が図られております。令和3年度から令和4年度においては、被保険者数の減少、また、団塊の世代の後期高齢者への移行、さらには、コロナ禍の受診状況を踏まえて減額の予算計上となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 今ご説明をいただきまして、予算を組んで、決算がそのとおりなのは難しいと思いますけれども、今回の令和4年当初の部分の保険料はコロナにおいて、この段階では算入をされていないのか、教えていただきたいと思います。

それと、診療報酬が改定をされるという

ことで、保険料及び給付金というものが改定をされてこの予算になっているのか、改定をされないで予算となっているのか、その点をお教え願いたいと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、森西委員の2回目のご質問にお答えします。

まず、保険料算定に関しまして、コロナが加味されているかどうか、特にコロナ減免ということに関して言いますと、財源としては加味されておりません。

また、診療報酬の改定のお話がありました。こちらにつきましては、仮算定時では反映されておりませんでした。本算定時には国からの係数に診療報酬改定が加味されておりますので、こちらについては加味された形での算定結果を利用した令和4年度の予算計上となっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 分かりました。私は統一化に関しては、先ほど森崎課長がおっしゃったように、どこの地域でどこの市町村でやっても同一の医療が受けられて、また、医療費が同じであれば、国保の料金というのは、同じでという考えを持っています。

ただ、先ほど増永委員もおっしゃっていましたが、保険料が低い金額で、統一化をされるのが理想だと思います。統一化されると、事務的な経費を削減されなければならないですし、人件費も削減されていかなければならないと思います。生活費の中からの国保の支出金額の割合を幾らまでやったら大丈夫だとかがやっぱり出てくるわけですね。そこは極力低い金額でということを考えていてもらいたいです。やっぱりそこは要望として、そしてまた、摂津市からも大阪府のほうに強く要

望をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは2点、質問をさせていただきます。

1点目は、予算概要の162ページになりますけれども、一般事務事業の国保システム改造委託料、約500万円ですけれども、前年より増額になっており、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、1階のロビーのところ。新しい表示機も入りましたけれども、市民課と併せて国保年金課のほうも導入をされていると思います。この番号案内システムのよかった点とか、課題とかありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、水谷委員の1回目のご質問にご答弁を申し上げます。

予算概要162ページの国保システム改修委託料についての増額のお話でございます。

提案説明でもご説明はさせていただきましたとおり、令和4年度より全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の均等割軽減に対応する基幹システムの改修を行うためのものがございます。

続きまして、2点目の質問でございます。

本年2月中旬より、本市新館1階に新たな発券機と案内表示が設置されました。国保年金課におきましては、以前より番号の

発券機はございましたが、新たに表示、あるいは広告がなされたことにより、市民に広く、様々な行政情報を提供する形となっております。3月の日曜開庁等の情報提供を含め、今後、広報課、市民課、あるいは庁内関係課と連携をしながら、活用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、このシステムの改修費についてですけれども、予算がふえた要因としては未就学児の均等割軽減を進めるための改修費用であるということは理解をいたしました。

新年度改修で保険料の算定まで期間も豊富にあるわけではないんですけれども、これが間に合うのかどうか、スケジュールも分かれば教えてください。

また、市民の方にもお知らせする必要がありますけれども、この周知方法についても分かれば教えてください。

2点目の番号案内システムです、今1か月強がたったところで、ちょうど日曜開庁で大丈夫ですかという質問をしようかと思ったんですけど、今、そちらから、この土日も開庁していたと思うんですけど、どの程度の職員の方が出勤をされるのか分からないんですけれども、しっかりシミュレーションをしていただいて、トラブルがないように取り組んでいただきたいと思います。

昨日の一般会計の部分で質問したほうがよかったかも分からないんですけれども、国費からも各種委託金ということで入っております。今、国保特会ですけれども、国民年金のほうが比較的早く様々な業務がマイナポータルを利用してオンラインで行われているようになっております。こ

のマイナポイントについて6月から健康保険料のポイントがついてくるような受け付けも始まります。一方、6月というと算定の時期に当たって、非常に重なる状態からマイナポイントの国保のひもづけも始まってまいります。その辺、市民の皆さんからの問い合わせもふえたりしてくると思うんですけども、忙しい時期ではあると思うんですけども、しっかりまた準備して、取り組んでいただくことを要望いたします。

2回目は以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

システム改修のスケジュール等に関するご質問でございます。

令和4年度の保険料の賦課、いわゆる本算定処理は、6月1日に行いますので、それまでの4月、5月にてシステム改修及び検証環境等での運用テストを実施してまいります。

また、広報・周知に関しましては、4月より窓口やホームページ等で周知を行うほか、6月の保険料の決定通知書には、各1部、国保ハンドブックを同封いたしました。制度のお知らせを掲載し、被保険者の皆様への周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 未就学児の均等割軽減の実施については、子育て世代の被保険者の負担軽減に大きく軽減するものであって、さっきの質問でも詳しくお答えいただきました。

一方で、従来の法定軽減との両方の適用

になるという世帯もあると思います。少し計算も複雑なところもありますので、随時改修状況もチェックしていただきたいと思います。コンピューターを使った保険料の計算とか、そういうことになっていると思うんですけども、担当の職員の方、数字を入力したら結果がもちろん出てくるんですけども、そのプロセスです。100%分からなくても、きちんとアウトラインだけでも把握して、こういう仕組みで保険料が決まっているんやと、こういう場合だったらイレギュラーで軽減措置もあるんだという、その辺のスキルというか、知識をどの職員も同じように身につけていただきたいと要望いたします。

また、周知については、新たな国保ハンドブックをつくられるということなんですけども、ハンドブックなんでサイズも非常に小さくて、なかなか眼鏡がないと見えにくいとか、いろんなどころもありますので、大事なところは大きな文字にしていたとか、その辺を工夫して、新しいハンドブックをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の医療保険制度についてです。

2022年度、後期高齢者の窓口での一部負担金が引き上がるということが行わ

れると思うんですけども、摂津市では、その制度の説明と、どれくらいの方が対象になっていくのかということについて教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えします。

後期高齢者の窓口負担引き上げに係るご質問でございますが、令和3年6月の通常国会で法案が可決され、開始時期といたしましては、令和4年10月1日から、自己負担割合が3割の方を除き、一定以上の所得のある方は1割から2割になります。

その条件でございますが、対象範囲について、まず単身世帯ですと、課税所得28万円以上かつ年収が200万円以上という形になります。

複数世帯におきましては、同じく課税所得が28万円以上で、かつ年金収入等の合計額が320万円以上という条件が今のところ確定しております。

本市での影響でございますが、大阪府の広域連合の試算によりますと、全体の約2割の方が対象と想定されていることから、約2,500人程度と見込んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、お話のあったように、75歳以上の方の医療費の窓口負担が2割になっていくということです。コロナ禍の下で、高齢者の命と健康、また生活をどう守るのが問われるときに、今2割とおっしゃいましたが、全体的にもそうです、約370万人、国全体として、後期高齢者医療制度加入者の約20%の窓口負担が一気に倍になるということです。本当に耐

えられないような負担だという声が上がっています。コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれている高齢者への負担増、これが受診抑制を招いていることが各種調査で明らかになっています。2割負担の対象者を国会審議抜きで、政令で拡大できることが大問題となりました。2008年から始まった後期高齢者医療制度、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険へと強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付けるということで、日本共産党はこのことに対してずっと反対を続けています。以来6回にわたる保険料値上げが繰り返されて、最初は低金額だった方もどんどん保険料も上がってきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額して、差別と負担増の同制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきだと考えています。

今までの医療費の窓口負担というのは年齢を区切って70歳に今回なられた方からというような区切り方もしましたけれども、今回の値上げはもう一斉にみんなが値上げで、条件はありますけれども、年齢的な、段階的なことではなくてやられるということで、本当に負担が大きくなってくると思います。ぜひ摂津市からもこの後期高齢者の医療制度そのものを廃止するように求めていると思います。要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、先ほど国民健康保険では保険料は増で、後期高齢者のほうも約4,000万円の増というようなことでありますけれども、先ほど国保から後期高齢者のほうに移行されていると説明も

ありましたけれども、予算を組むに当たって、国保から後期高齢のほうに移行されている加入者の推移、どれだけふえるのか教えていただきたいと思います。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、森西委員のご質問にご答弁申し上げます。

森西委員がご指摘のとおり、国保から後期高齢者のほうに段階的に移行していますが、特にこの3年間につきましては、団塊世代の方々が後期高齢者に移行されますので、例年よりも1.2倍から1.5倍の割合で後期高齢者のほうに順次移行していくこととなります。その点を踏まえますと、国保特会のほうでは財政規模は縮小していきませんが、後期高齢者に関しましては断続的に財政規模がふえていく形になります。

また、令和4年度、令和5年度に関しましては、後期高齢者のほうは保険料率の改定の年でもありましたので、その点も踏まえて、保険料のほうも一定少し上がっている部分もあるかと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 先ほど国保でも聞いたんですけれども、診療報酬の改定になって、後期高齢者の納付金というのは、約6,500万円の増ということになっておりますけれども、その影響はあるものなんですか。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 森西委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

保険料に関しましてでございますと、後期高齢者の被保険者の窓口負担が超えることによって、僅かではございますが、市の負担に影響はしますが、その分被保険者数

も増加しますので、トータルとしてはやはり増額の傾向に偏っていくとは思いますが。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 恐らくまだ数年は増というような推移になっていこうかと思えます。先ほども言いましたけど、統一化になって、事務手続とか、人件費とかいうのは統一をされて、削減にならないといけないと思えますので、そこは本市としても強く府のほうに要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質問はございますか。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは1点、質問をさせていただきます。

予算概要の192ページになりますけれども、一般管理費の通信運搬費が今回増額となっておりますが、窓口負担の見直しによるものかと思えます。後期高齢者の窓口負担については令和4年度より一部の対象者の窓口での自己負担割合が1割から2割になるということが決定をされておりました、さっきの質問にもありました。これの最終的な開始時期や対象範囲はどのようなになったのか、また、本市における影響者数を併せて教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、水谷委員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの増永委員、森西委員の答弁と重複するところもありますが、ご理解ください。

まず、ご指摘の通信運搬費の増額に関してですが、令和4年度は2回の保険証の更

新を行うことによって、通信運搬費が大幅に増額となっております。

開始時期につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、令和4年10月1日から、自己負担割合が3割の方を除き、一定所得の方が1割から2割になります。

また、本市の影響人数ですが、全体の約2割を想定しており、約2,500人と見込んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 後期高齢者医療の窓口負担の見直しに関する開始時期は、質問の答弁も含めましておおむね理解をしました。

今回の見直しについては、2割負担に該当するだけでなく、被保険者全体留置負担、見直しの経過や趣旨などについて丁寧に説明していく必要があると思えますけれども、今後どのように周知をされますでしょうか。

また、広域連合の状況などと併せて教えてください。

○香川良平委員長 森崎課長。

○森崎国民年金課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

窓口負担の見直しに係る周知、広報についてでございますが、現在、本市のホームページにその内容については既に掲載しております。

また、広報誌でも今後掲載を予定しております。さらには、広域連合より周知・広報のリーフレットが各府内、市町村に既に配布されておりますので、窓口において配架しているところでございます。

併せて広域連合のホームページにおいても、内容が掲載されており、また、専用のコールセンターが既に設置されており、周知、問い合わせに対応しているところで

ございます。

先ほど申しあげました、被保険者対象へのリーフレットに関しては、8月と10月の保険証の更新時にリーフレットを同封する形で調整をしております。

いずれにしましても、被保険者の混乱を招かないように、広域連合と連携しながら、丁寧かつ幅広い広報・周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 窓口負担の見直しに関する周知方法についてはおおむね理解ができました。令和4年度は全被保険者を対象に保険証が2回更新されるということで、これまで以上に被保険者からの問い合わせもふえることが予想されます。広域連合としっかり連携を取っていただきながら、被保険者の方に丁寧な説明をしていただきますよう要望して、この質問を終わります。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時 再開）

○香川良平委員長 それでは、再開をいたします。

議案第7号及び議案第14号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私から質問させていただきます。

全部で6点ございます。

質問番号1番目です。

予算概要の186ページ、介護予防・生活支援サービス事業におきまして、この事業補助金として500万円計上されておりました。これは、新規事業の訪問型サービスB、いわゆる移動支援の補助金かとお察ししますけれども、改めてその内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、質問番号2です。

予算概要186ページ、同じく介護予防・生活支援サービス事業のところですが、今度はその事業の委託料で75万6,000円計上されておりました。これは、たしか訪問型サービスAで、毎回確認をさせてもらってますけれども、移管する事業であったかと思ひますけれども、令和4年度は前年度と同額の予算というところでございます。まずは現在の訪問型サービスAの利用状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号3です。予算概要186ページの介護予防普及啓発事業です。

報償金として42万5,000円計上されておきまして、前年度12万5,000円だったかと思うんですけど、30万円ほど増額されておきまして、まずは、その理由についてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号4です。同じく予算概要186ページの地域介護予防活動支援事業です。

この支援委託料としては989万2,000円計上されておきまして、代表質問の中でもありましたけど、鳥飼新町地域の第21集会所を活用した新たなつどい場ということで理解しておりますけれども、改めてその内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号5です。同じく186ページの生活支援体制整備事業です。

この体制整備委託料としては711万2,000円計上されておりましたけども、これは以前聞かせていただきました生活支援コーディネーターの人件費だったかと思いますが、まずは令和4年度の取り組み内容についてお聞かせいただきたいと思います

質問番号6、最後ですけども予算概要、同じく186ページの認知症総合支援事業です。

この事業の委託料としては566万1,000円計上されておまして、これには認知症地域支援推進員に関する事業も含まれていると認識しておりますけれども、令和4年度の取り組み内容を、まずは1回目、お聞かせください。

以上6点です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番でございます。介護予防・生活支援サービス事業補助金ということで、新規事業の500万円の内容についてでございます。

こちらは、訪問型サービスDということで、移動支援の内容ということでございます。訪問型サービスDは、要支援1・2、基本チェックリストの該当者の方に対しまして、つどい場などの介護予防の活動へ参加する際の送迎や、また市内への買物、通院などの付き添いを行う住民団体に対して、立ち上げ支援や運営支援として補助金を交付するものでございます。

補助金につきましては、大きく二つに分かれております。

まず、一つ目が立ち上げ支援の補助になります。住民団体に対しまして外出支援で

利用する車両の購入費を補助するというもので、金額は200万円以内の補助となります。

二つ目が、運営支援の補助ということになります。運営支援では、利用調整を行うオペレーターの人件費や電話代、事務所経費などの間接経費を補助するもので、年間300万円、1月に25万円を上限に補助いたします。

利用に当たりましては、要支援の方などがケアプランに沿って、ケアマネジャーを通じて運営する住民団体に利用を申し込んでということになります。現在必要とされている方に周知が図られますように、ケアマネジャーへの説明やチラシの作成などに取り組んでいるところでございます。

続きまして、質問番号2番でございます。こちら介護予防・生活支援サービス事業の委託料ということでございます。

こちらは、訪問型サービスAの内容となっております。訪問型サービスAは、布亀株式会社とシルバー人材センターの2社に委託しておまして、大阪府の基準に基づく研修を受けた訪問生活支援員と呼ばれる従事者が、掃除や洗濯、買物などの生活援助を行っております。

令和3年度の利用者ですけども、1月末現在で5人、利用件数は171回でございます。現在、シルバー人材センターの利用実績はございませんで、布亀の利用者数が5人となっております。令和2年度の利用者数は4人でおまして、利用回数は125回ございました。

続きまして、質問番号3番でございます。介護予防普及啓発事業の報償金についてでございます。

こちらは増額になっておりますが、介護予防普及啓発事業の報償金につきまして

は、令和3年度まで実施していました就労トライアル事業のほかに、令和4年度は、つどい場の運営団体や老人クラブの会長など地域のリーダーとしてよく知られている方々を対象に、スマートフォンの使い方講座を実施する事業を予定しており、その講師謝礼としての予算を計上しておりますので、報償費が増額となっているということでございます。

教えるスタッフは5名前後を考えておりまして、3日間の連続講座を3回実施することを想定しておりまして、令和3年度よりは30万円増額となっております。

続きまして、質問番号4番でございます。地域介護予防活動支援事業ということで、こちらはつどい場の事業になっておりません。

新たなつどい場でございますが、運営団体につきましては、令和3年12月のプロポーザルによりまして、公益社団法人青年海外協力協会JOCA大阪に決定したところでございます。JOCA大阪は、正雀本町で子どもの居場所づくりを展開しており、大学生ボランティアが、子どもに勉強を教えたり地域向けのイベントを実施するなど、地域の誰もが利用できるフリースペースを運営しております。ここでは囲碁などの趣味をされている高齢者もおられて、高齢者にとっての居場所となっているほか、若者が参加できるイベントを通じて、世代を超えて自然と会話や交流が発生する場所にもなっております。

内容につきましては、体操以外にも運営団体が持っている居心地のいい空間づくりのノウハウや、地域とのつながりを十分に生かしまして、誰でも気軽に集えるスペースの提供や高齢者からニーズが高い、スマホなどの使い方の相談会も実施してい

ただけるということで、高齢者と若者世代との交流の機会を持てるような内容を考えております。

開催につきましては、令和4年4月5日より毎週火曜日の1時から4時の間で定期開催を予定しております。

続きまして、質問番号5番でございます。

生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターの人件費が含まれているわけですが、生活支援体制整備事業は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するための事業でございます。

具体的には、社会福祉協議会に配置されました生活支援コーディネーターが中心となりまして、介護保険を使うほどでもない電球の交換など、生活上の困り事への支援について取り組んでいく予定でございます。

続きまして、質問番号6番でございます。認知症総合支援事業委託料についてでございます。

こちらは、認知症総合支援推進員の経費が含まれておりますが、認知症総合支援事業委託料につきましては、認知症初期集中支援チームの運営及び認知症地域支援推進員による地域ケア向上業務が主となっております。令和3年6月より運営を社会福祉協議会に委託しているものでございます。

認知症地域支援推進員は、社会福祉協議会に委託する地域包括支援センターに1名を配置しまして、2か月に1回、プロジェクトチーム員会議を行い、その活動の中で認知症ケアパスの作成など、認知症の方

に対する理解の促進や啓発活動、また認知症のひとり歩きによる行方不明者が発生したと想定しまして、声かけなどを体験する認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練などを通して、地域の認知症の方の見守りを行うように地域づくりを行っております。

令和4年度につきましては、令和3年度にモデル地域で開催しました認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練のノウハウを生かしまして、ほかの地域での展開を考えております。具体的には、市内3か所で開催できるように、地域の方への働きかけを行っていくということを予定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、2回目の質問に移ります。

質問番号1です。介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスDについてお聞かせいただきました。

これはケアマネジャーを通じて住民団体によるサービスということで理解しました。実際、予算計上もされてますけれども、その実施団体をどのように考えられているのかということと、また利用者は月どれぐらい見込まれているのかということも2回目、お聞かせいただきたいと思いません。

質問番号2です。訪問型サービスAの利用状況でございます。

令和3年1月末で5人、171回でした。この事業はなかなか利用者がふえないというところで、昨年の決算審査に係る委員会の際にも委託業者の布亀株式会社及びシルバー人材センターと包括支援センター、市の3者で課題協議を行ったとお聞きしたかと記憶してはいますが、その後の進捗についても2回目、お聞かせいただけ

ればと思います。

質問番号3です。介護予防普及啓発事業です。報償金の増額理由をお聞かせいただきました。

さきにもありましたけど、代表質問でもスマホの使い方講座の内容についてありましたけれども、委員会ですので改めてもう一度お聞かせいただきたいのと、確認の意味で実施する目的とか狙いについても、併せてお聞かせいただきたいと思いません。

続きまして、質問番号4です。地域介護予防活動支援事業での新たなつどい場のところについてお聞かせいただきました。理解いたしました。

この活動も、いかにしてこれから地域に根づかせていくかということが課題になるかと思いません。せっかくなんでいろいろと広げていただきたいと思いませんけれども、3か所を募るためにこれからどのように周知していくのか、あるいはPRしていくのかという点について、2回目お聞かせください。

質問番号5です。生活支援体制整備事業の令和4年度の取り組み内容についてお聞かせいただきました。

さきのご答弁にもありましたけど、昨年の決算審査に係る委員会において、生活上の困り事支援で、府営三島団地で試験的に電球の取り替え等々、有償ボランティアが行うサービスが始まるとご答弁がありましたけれども、現在の進捗、どのようになっているのかでもお聞かせいただきたいと思いません。

最後6番目です。認知症総合支援事業です。この推進委員の令和4年度の取り組み内容についてお聞かせいただきました。

これもさっきのご答弁にもありまして、昨年の決算審査に係る委員会でも質問し

ましたけど、認知症のひとり歩き声かけ模擬訓練、先ほどモデル地域でという話があったかと思えますけれども、改めて具体的な内容についてお聞かせいただきたいのと、これをベースにしていくというご答弁もあったと思うので、社会福祉協議会の委託というところで、その後の状況についても併せてご答弁いただけたらと思います。

2回目は以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番でございます。介護予防・生活支援サービス事業補助金でございます。

訪問型サービスDの内容でございますけれども、現在のところNPO法人の事業者1団体が訪問型サービスDの実施の意向を示されております。

利用者ですけれども、現在なかなか何人と言える段階ではございません。ただ、より多くの方に利用していただけるような使いやすい仕組みにしたいということも考えております。

新型コロナウイルスの蔓延以降、外出を自粛する高齢者が増加し、体力の低下や認知症状の進行をしてしまった高齢者も多くなってくると思えますので、例えば以前はつどい場に通えていたけれども、現在は通えなくなってしまう方などに、つどい場の運営団体を通じてアプローチを行いまして、もう一度つどい場に通えるように積極的に声をかけていくということとか、多くの人に利用してもらえるように周知を行っていきたいと考えております。

質問番号2番でございます。訪問型サービスAでございます。

こちらは、3者協議を行ってまいりました。3者協議では、意見をお互いに伝える

ことができました。そこでは、従事者の募集の必要性とか、派遣調整に要する時間とか、様々な課題が出てきまして、それぞれの課題を認識することができております。

特に利用者が現行相当サービスと訪問型サービスAを選択できる環境を整えるということは重要であると認識は一致しておりましたので、課題の解決に向けまして、令和4年4月から布亀株式会社を委託から指定へと変更するとともに、一般の介護保険事業者にも訪問型サービスAの担い手として指定を可能といたします。介護人材の裾野を広げることで、介護の専門資格のない人材に、研修実施後に生活援助から介護の仕事に触れてもらって、初任者研修の受講や介護福祉士の資格取得など、ステップアップを図ってもらうことで人材の確保につなげる狙いもございます。

また、専門の資格を既に保有している職員につきましては、生活援助で働いている時間を、より専門性の高い身体介護などのサービスに専念するという事も可能となってくると考えております。

今後も利用者の選択肢をふやしまして、サービスが必要な方に利用していただけますように取り組んでまいりたいと考えております。

質問番号3番でございます。報償金でございますが、実施する目的とか狙い、こちらは現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、高齢者は地域での様々な活動の中止を余儀なくされておまして、外出や運動、コミュニケーションを取る機会が減って、高齢者の体力の低下や認知症状の進行が懸念されておるということになっております。

そこで、令和4年度はつどい場の運営者や老人クラブの会長など、地域のリーダー

などを対象に高齢者の情報格差を解消することで、ウェブ講座、市民公開講座も最近ではウェブというのがありますので参加いただいたり、団体内でのコミュニケーションをふやすということもあります。コミュニティ活動の促進や認知症予防を含めた介護予防・生きがいをづくりにつなげることを目的に、スマートフォン講座を実施したいと考えております。講座では、メールの打ち方など、スマートフォンの基本的な操作の仕方をはじめとしまして、グループラインの運営方法などSNSやリモートの活用方法などを想定しております。

またもう一つ、こちらは市の予算が必要ではないため予算には反映されておられません。大阪府のスマートシティ戦略事業の一環で、a uショップと共同で高齢者を対象に、これもスマートフォン講座の開催ですが、4月に千里丘公民館、6月に味生公民館、7月に地域福祉活動支援センターでスマホ講座の開催も予定しております。こちらはコースを初級と中級に設定しまして、初級では文字の入力や電話のかけ方など基本的な操作について、中級ではLINEやYouTubeなどアプリの操作について教えていただくということを予定しております。

続きまして、質問番号4番でございます。つどい場でございますが、PRが必要だということでございます。

第21集会場つどい場の周知につきましては、広報誌やホームページなどで新たなつどい場の開催を広くお知らせするとともに、サロンやリハサロンなど地域に根づいた活動を行っています校区福祉委員や民生委員へのチラシの配布をしたり、対象地域の自治会へのチラシの案内も行って周知を図っております。

そのほか、参加者自身の口コミにより、友人への参加を呼びかけていただくことや、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが発信するSNS、FacebookやInstagramがございますので、ここで取り上げていただくとか、利用者の家族を含め、世代を問わず参加いただけるように周知を進めてまいります。

続きまして、質問番号5番でございます。生活支援コーディネーターの活動ということで、市営三島団地での試験的な電球替えなどについてでございます。

現在の進捗状況ですが、現在、令和3年10月13日に社会福祉協議会の主催で生活支援有償ボランティア養成講座を開催しまして、10名の方が有償ボランティアとして登録をされて活動しております。

なお、有償ボランティアの正式名称はよりそいクラブとなっております。11月から試行的ではありますが、よりそいクラブによる支援を始めております。支援の依頼につきましては、3月4日時点ではございますが、3人の方から合計で7回の依頼がございました。内容としましては、換気扇の掃除やエアコンの清掃、窓ガラスの清掃とか、家具の移動とか、主になかなか手の届かない高いところでの作業ということが多くなってございます。

今後は、実施状況を見極めながら、対象地域の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号6番でございます。認知症のひとり歩き声かけ模擬訓練でございます。

こちらのモデル地域でのひとり歩き声かけ模擬訓練につきましては、令和3年11月12日に味生校区で開催させていただきました。校区福祉委員18名の方に参

加していただいております。訓練の開催に当たりましては、事前に認知症サポーター養成講座を受講してもらいまして、より認知症の方への理解を深めていただいた上で、訓練に参加いただきました。訓練の中では、ひとり歩きをしている役と声をかける役を設定しまして、ロールプレイを通して声かけの方法を体感できるようになっております。

また、発見時の通報の手段として、令和3年度の新規事業でありますQRコードのついたひとり歩き見守り支援シールを実際にスマホの端末で読み取ってもらうなど、操作方法の体験もしていただきました。

委託後の状況についてでございますが、社会福祉協議会へ委託することで、特にサロンやリハサロンなど地域福祉活動をしておられる校区福祉委員との連携という点で地域づくりに生かしているのではないかと考えております。

引き続き、その他の地域での開催につなげるとともに、ひとり歩き見守り支援シールの普及を行い、地域での認知症の方を見守ることができるように、地域づくりの支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、3回目に移ります。おおむね要望とさせていただきますけど、一部聞かせていただく点があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、質問番号1です。訪問型サービスDの実施段階の見込みと人数についてお聞かせいただきまして、実施団体については1団体が意向を示されていると理解いたしました。見込みはまだ分らんということだったと思いますけど、まずはつどい

場に通えるように積極的に声かけをされると理解しました。

1回目のご答弁にもありましたけど、病院とか買物の足としても期待できるところでもございますので、より広く活用いただけるように、徐々に取り組みの幅を広げていただきたいと思いますし、同サービスを必要とされる方、いわゆる新規といひますか、新しい方々についても広げていただければと考えております。介護予防の観点からは、高齢者の方々に積極的に外に出てもらって、元気にやってもらうということが重要ではないかと感じます。

先ほども言ひましたけど、より多くの高齢者の方々にこの制度を広く知っていただくというところで、積極的に周知も図っていただければと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。要望としておきます。

続きまして質問番号2です。訪問型サービスAについてのところですよ。

3者での課題協議の進捗状況をお聞かせいただきまして、忌憚のない意見交換ができたということによかったんではないかと思ひています。

また、布亀株式会社が委託から指定に変更するところのご答弁がありましたけども、その従業員の募集については、担い手が少ないと利用者もふえないというところで課題認識をされておりましたけれども、具体的に担い手をふやすためにどのようにしていくのかという点について、もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、質問番号3です。介護予防啓発のところ、スマホの使い方講座について内容とか狙い、目的等々についてお聞かせいただきました。

地域のリーダーといった方々を中心に

広げていく。また、コミュニケーションを図っていくグループLINE等々、いろんなご答弁をいただきました。理解いたしました。

さきのご答弁にもありましたけど、やっぱりコロナ禍というところでいきますと、このつどい場もそうですし、いろんなイベントが自粛ということが余儀なくされておりますので、本来の活動はうまく思うようにできてないんじゃないかと思えます。

新しい生活様式としてスマートフォンを用いたイベント、あるいはコミュニケーションが増加してますけれども、一方でスマートフォンをうまく使えない高齢者の方々もいらっしゃいます。器用に使っている方もいらっしゃいますし、拒否されてる方もいらっしゃると思うので、そういった方が取り残されないように、今回のように行政がサポートするということが重要な一つの視点だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。この質問はこれで終わります。

質問番号4です。地域介護予防活動支援のところで新たなつどい場の周知方法というところで、いろいろと取り組まれることを理解いたしました。

1回目のご答弁にありましたけど、第21集会所のつどい場というのは、これまでのつどい場とコンセプトが異なると思いますか、世代の垣根を意識せずに気軽に集える場だと理解いたしております。運営については、運営団体の強みといいますか、それを生かして地域のニーズに応じて柔軟に運営していただければと考えております。

このつどい場は、よく取り上げさせてもらってますけど、コロナ禍でより出不精に

なられている高齢者にとっては足を運ぶきっかけにもなりますし、さらには生きがいづくりにもつながるんじゃないかと理解しています。

今回、鳥飼新町というところがございますけども、高齢者を初めとして様々な世代の方々が新たな場所で集えるよう、まずはしっかりと地域との関係性を築くということが大事だと思いますし、これもまた対象者の方々に対してしっかり知ってもらい、あるいは周知していただきたいと考えておりますので、これもよろしく願いいたします。要望とします。

続きまして、質問番号5です。生活支援体制整備事業です。

生活上の困り事支援についての内容をお聞かせいただきました。有償ボランティアの名称がよりそいクラブというところだったと思いますが、これから令和4年度は対象地域も拡大されていくようなことも検討されるということで期待いたしております。

地域にお住まいの特にひとり暮らしの高齢者にとっては、困り事の支援というのは非常にありがたい制度なんじゃないかと思えます。我々だったら簡単にできることでも、何かできない。そこで怪我をする方もおられると思いますので、これも広く知っていただく必要があろうかと思えますし、先ほど言いましたけど、対象支援の拡大についても、将来的には今、七つの依頼とおっしゃってましたけど、あと人数の確保も要るでしょうけども、全市域でできればと思いますので、ぜひそういった観点からもご検討いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。これも要望としておきます。

質問番号6です。認知症総合支援事業で

す。ひとり歩き声掛け模擬訓練についてお聞かせいただきました。

また、委託後の状況でもお聞かせいただきました。特に認知症ひとり歩き声掛け模擬訓練については、実際に地域に出られて実践されたというところでは、本当に実効性の高い取り組みで、いい取り組みなんじゃないかというのは改めて思いました。

これもモデル地域だけでなく、他の地域へと広げていただきたいと思ひますし、地域で認知症の方々をどのように守っていくのか、あるいは支えていくのか考えていくきっかけになっていただければと思ひしております。これもぜひいろいろ工夫しながら、実践的な訓練も含めて内容をブラッシュアップしていただきまして、より実効性の高い取り組みにしたいと思ひます。これも要望としておきます。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号2番でございます。訪問型サービスAの担い手の課題でございます。

訪問生活支援員の数をふやすために、先週ですけれども、令和4年3月8日・9日に市民向けの訪問型サービスA従事者養成研修を開催させていただいたところでございます。会場では従事者登録を行うシルバー人材センターと布亀株式会社からもPRを行っていただきました。実績としましては、研修修了者が11名ございました。

引き続き訪問型サービスAへの周知を行いまして、利用者の促進に努めてまいりたいと思ひしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 新たな担い手というところの具体的な取り組みということで、先週、既にやられているというところで、従業者養成研修ということで理解いたしました。

この訪問型サービスAの普及促進は、担い手の確保が一つの方策として重要であると認識しておりますので、これからもよろしくお願ひします。

またその一方で、同制度を必要とされている方がいらっしゃると思ひますので、何回も同じことを言いますが、これも周知をしていただくとともに、希望された際には、いつでも利用できるように、一方で体制整備という視点でも重要かと思ひますので、これからもしっかりと取り組んでいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番ですが、補正予算の4ページに繰越明許、大阪府地域医療介護総合確保基金事業があります。これはどのようなものでしょうか、教えてください。

質問番号2番です。

補正の10ページに基金の繰入金金が2億円となっていますけれども、これはどうして必要になっているのでしょうか。増額の理由を教えてください。

質問番号3番、予算書の10ページです。

第1号被保険者の保険料ということで、改めて第8期の保険料、基準月額は何らでしょうか。前期から何ら値上げをしたのか。大変高いと思ひますけれども、全国都道府県平均で大阪府は沖縄県と並ん

で一番高いと思っています。摂津市の現状をお聞きします。

質問番号4番です。

保険料は高いんですけれども、減免整備は法定減免、独自減免があると思います。それぞれ数を教えていただきたいです。減免はふえているか、その傾向についても教えていただきたいと思います。

また、介護保険にもコロナ減免があると思いますが、この利用がどうなっているのかも教えてください。

質問番号5番です。予算書の20ページ、介護認定審査会費。

介護認定に時間がかかるという問題を今までも指摘してきましたが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

また、改善の新たな取り組みはあるのかお聞きします。

質問番号6番です。予算概要の186ページ。

今もお話がありました訪問型サービスA、これは緩和された基準の訪問型サービスAです。布亀株式会社とシルバー人材センターが受けているということです。今までもいろいろと件数とかのお話はありましたが、今、人材の確保の観点があるというようなお話でございました。訪問生活支援員、この方々は何日間ぐらい研修を受けたのか教えていただきたいと思います。

また、この方々はお仕事をされるとして時間給でされるんですか。訪問ヘルパーとどれぐらいの差額があるのかということも教えていただきたいと思います。

また、利用者のほうも訪問ヘルパーに払うお金とこの訪問生活支援員に払うお金というのは違ってくるんじゃないかと思うんですけど、この点についても教えてください。

続きまして、質問番号7番です。同じく予算概要の182ページです。

訪問型サービスAのほかにリハビリに特化した訪問型サービスCを摂津市は行っております。さらに今回新たに訪問型サービスDを導入されるということで、光好委員からも質問がありました。要支援の方が利用できる移動支援サービスということでございますが、要支援の人以外は利用できないのかどうか、このことについても教えてください。

また、車を買うための当初のお金を補助するというようなお話でしたけれども、車は何台ぐらい考えているのかということも教えてください。

続きまして、質問番号8番です。同じく概要188ページ。

おむつ代の補助費が削減されていると思います。これはどういう影響なんでしょうか。

また、現在の事業の内容と利用している方の人数、変更するんであればどう変更するのか、影響がどれぐらい出るのかということについてお尋ねします。

質問番号9番です。

介護労働者に対して今本当に負担がかかっていってると思うんですけれども、国の全額負担で今回、ケア労働者の処遇改善というのが2月に遡って実施されることが決まっていると思います。

介護職員の処遇改善というのはどのようになるのか、9月までの制度と聞いていますけれども、10月以降はどうなるのか教えてください。

質問番号10番、最後です。

この間、コロナで介護従事者は本当に大変な思いをされていると思います。事業所も大きな影響を受けていると思うんです

けれども、今、摂津市の事業所、また職員の皆さんにどのような影響が出ているのかということについて教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番でございます。

補正予算書の確保基金の繰り越しということでございます。こちらは第8期に看護小規模多機能型居宅介護ということで、医療が受けられるような施設でございますけれども、こちらを計画させていただきました。こちらが令和4年6月の開設を見込んでおきまして、そちらは、本来であればこの3月に開設の予定だったんですけども、コロナの関係で、海外から資材がなかなか入ってこないということで、建設が遅れているということで、今年の6月の完成の予定となっております。

続きまして、質問番号2番でございます。2億円の基金の取り崩しをしておるといふことなんですけれども、こちらは補正予算書で保険給付費の歳出の保険給付費の12ページの保険給付費のところ、四つと、14ページの一つ、こちらを足していただくと2億円になります。

こちらが令和2年度に第8期の計画を見込むんですけども、令和2年度の給付費の伸び率が前年度に比べて3%であったということで、令和元年度はその前の年に比べて8.4%の伸びだったんですけども、コロナの影響を受けておきまして、3%の低い伸びであったということでございました。そういったことから、令和3年度の給付費の見込みはなかなか難しい部分がございます。我々は5%台の伸びであろうと見込んだんですけども、徐々に回復し

ていって、令和4年度、令和5年度はそれぞれ前の年に比べて7%台に上がるだろうと考えておりました。

令和3年度の給付費が62億円程度で見込んでおったんですけども、これがやはり前年度に比べて7%台の伸びになってくるだろうと今予測しておきまして、それを金額に直しますと2億円ということになってまいります。そういったことで、こちらは62億円から補正予算で2億円増額しまして、64億円の給付費で今、予算措置をさせていただいております。

この給付費の2億円ですけれども、こちら基金を取り崩し、活用させていただくということで考えておきまして、参考に申し上げますと、基金の残高がこれでどうなったかということなんですけれども、令和3年度末が4億8,812万7,637円、令和4年度の末は4億3,430万8,637円ということで、基金を活用させていただくということでございます。この2億円も使わせていただいておりますので、第8期の計画期間中におきましては、現在のほとんどの基金を使わせていただくという考え方になっております。

質問番号3番でございます。保険料でございます。保険料は、第8期基準月額で申し上げますと、6,280円でございます。第7期が5,790円でございますので、490円の値上げとなっております。

続きまして、質問番号4番でございます。減免でございます。こちら、条例減免です、災害の減免から申し上げますと、現在、令和3年度は5名でございます。金額に直しますと17万9,608円、条例減免の収入が減った方、こちらが18名で55万4,210円で、市独自の減免ですけれども、20名で19万7,191円でございます。

コロナ減免が55名で、金額に直しますと333万8,663円でございます。こちらが令和2年度と比較しますと、災害が7名おりましたので、2名減って5名ということになってございます。条例減免の収入が減少された方に対しましては、令和2年度は18名でございましたので、増減なしの18名でございます。独自減免が令和2年度末が16名でございましたので、4名ふえて20名となっております。コロナ減免が令和2年度末81名でございましたので、26名の減少で55名となっております。

質問番号5番でございます。認定の話でございます。時間がかかっているということで、認定申請から結果を通知するまでの期間、こちらが平均して大体41日となっております。こちらは、認定件数が今後もふえてくるということもございまして、現在、審査会を月に8回開催させていただいておりますけれども、このたび市内の三師会以外に済生会吹田病院、大阪医科薬科大学病院の協力も得て、審査会8回を4月からは11回に開催するというので、今後も期間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問番号7番でございます。訪問型サービスDでございます。こちらが、基本的には要支援の方が対象になっておるんですけども、こちらは介護保険の対象では、要支援者とチェックリストが対象者ということですけども、この制度自体は、それ以外の方も、例えば障害者とか、多胎児のお母さんであるとか、親御さんであるとか、要支援以外を含めた方も一体的に実施ができるということが可能となっている制度でございます。ただ、制度自体は高齢者、要支援の方を優先にとはなるとは思

いますけれども、それ以外の方も認められているということになっております。

車ですけれども、現在1台での運行になるのではないかとということで考えております。

質問番号8番でございます。今回、おむつ代を削減させていただきました。理由は国がおむつ券の助成につきまして、これまでは事業の廃止・縮小を前提に現行の制度の継続を認めてきたということがございましたが、今回、具体的に国の基準の対象者が示されましたので、国の基準を参考にしながら見直しを行ったということでございます。

具体的には、見直しの内容ですけれども、国から示されました要件では、所得要件として一律に非課税であることと、それに加えて、要介護3以下の方では、要介護認定調査票で排尿・排便に全部介助、一部介助、見守りが必要であるということが要件とされております。

摂津市におきましては、現在の制度で、自立から要介護2の方につきましては、非課税世帯の方に年1万2,000円、要介護3以上の方につきましては、世帯員全員の所得割が16万2,900円以下の方に年3万6,000円を給付している。また、要介護3から要介護5の対象者のうち、同じ住所で世帯を分けて住まれている家族介護者も含めて、全員が非課税の方には7万5,000円を給付しております。

今回の見直しとしましては、まず要介護認定を受けていない自立の方は対象外としまして、要支援1から要介護5までの方につきましては、所得要件が一律非課税世帯であることが要件となります。これに加えて、要支援1から要介護3までの方につきましては、排尿・排便の介助が要件

に加えられるということになります。

給付額としましては、こちらは現行制度と金額維持をさせていただいております、要支援1から要介護2の対象者につきましては年1万2,000円、要介護3から要介護5の対象者につきましては年3万6,000円の給付となります。また、要介護3から要介護5の対象者のうち、同じ住所で世帯を分けて住まれている家族介護者を含め全員が非課税となる方には年7万5,000円ということで、金額につきましては維持をさせていただいているということになります。

もう一つ、入院の際に要したおむつ給付の還付につきましては、介護を必要とする高齢者の在宅生活の継続を目的として、家庭の負担軽減を図るという趣旨を考慮しまして、ご本人が入院されている間は対象外とさせていただいております。

なお、これらの要件の見直しを行いましたが、おむつ券の給付要件といたしましては、北摂他市と比べまして、箕面市に次いで手厚いものとなっております。ちなみに、箕面市以外の他市は要介護3以上の方が対象となっております。

影響の人数ですけれども、現在、12月末時点での受給者数で申し上げますと、全体で623名の方が対象となっております。内訳としましては、自立から要介護2までで1万2,000円の受給者が310名、要介護3以上で3万6,000円の受給者が233名、7万5,000円の受給者は80名となっております。令和4年度の見直しによりまして、対象外になるのが全体で300名となっております。内訳としましては、自立の方が39名、要支援1から要介護2の1万2,000円の受給者が271名のうち182名、要介護3

から要介護5の3万6,000円の受給者が233名のうち76名、7万5,000円の受給者は80名のうち3名となります。

見直しを行いました結果、対象者として残る割合は、自立の方を除き、要支援1から要介護2の1万2,000円の方では、排尿・排便の介助が必要でない方のみが対象外となりますので、対象として残る方は32.8%で、要介護3から要介護5の3万6,000円の受給者では、課税世帯の方が対象外になるということで、67.4%の方が残る、7万5,000円の受給者では、排尿・排便の介助が必要でない方のみが対象外になりますから、96.3%の方が残っているということになります。

全体としましては、現行制度のうち、より配慮が必要な所得が低く、排尿・排便に介助を要する方として52%の方が見直し後も残る、52%の方が継続しての給付の対象となります。

今回、この見直しによりまして、要支援者を対象としました移動支援、訪問型サービスDの財源として使わせていただいております。高齢者の外出の機会を促進できる介護予防に資する取り組みにシフトをさせていただいたという考え方でございます。我々としては、より支援が必要な方にしっかりと支援していくという考え方に基づいております。

以上でございます。

○香川良平委員長 田中課長代理。

○田中高齢介護課長代理 では、増永委員の6点目の訪問型サービスAの研修についてお答えをさせていただきます。

訪問型サービスAの研修といたしましては、大阪府基準ということで、研修の内容といたしまして、例えば職務の理解であ

りますとか老化の理解、認知症の理解など7項目がございます。内容によって講師の資格も異なりますが、介護福祉士の資格を有し、また5年以上の介護業務の経験を有する者や看護師または准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅、施設、福祉サービスでの看護業務の経験を有する者などとなっております。

研修にかかる時間、日数でございますが、2日間8時間の研修時間を設けております。介護保険の事業所で働く訪問ヘルパーの時給は、事業所によって異なると思いますが、介護人材が少ない中ですので、おおむね3,000円以上の時間給となると伺っております。

その中で、訪問型サービスへの従事者、市が現時点では布亀株式会社とシルバー人材センターに委託をして委託費を支払っているんですけども、布亀株式会社に関しましては時間当たり2,200円の委託料、またシルバー人材センターにつきましては時間当たり1,500円の委託料となっております。

市といたしましては、訪問型サービスへの質が低下しないように、引き続き研修制度の講師等の条件は大阪府基準を維持するなど、しっかりと対策を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の介護職員の処遇改善事業についてお答えをさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり、国は、令和3年11月19日の閣議決定におきまして、介護職員、また障害福祉職員及び保育士等幼稚園教諭を対象に、収入の3%程度、金額にして月額9,000円程度を引き上げるための措置を令和4年2月から実施することといたしております。令和4年9月

までは、介護職員改善支援補助金として対象となる介護事業所の介護職員一人当たり月額9,000円に相当する金額を対象サービスごとに、介護職員数に応じて交付率を設定いたしまして支給を行うものでございます。

取得要件といたしましては、現行の処遇改善加算ⅠからⅢを既に取得している事業所が対象となりまして、令和3年度中に賃上げを実施している事業所が対象となります。また、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の3分の2以上は介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用することが要件としてございます。9月までは、財源といたしましては全額国費が充てられ、事業所は都道府県に申請する必要がございます。また、令和4年10月以降でございますが、こちらは介護報酬の臨時改定が行われるということが決まっております、介護報酬での対応に切り替わることとされており、現時点においては、国費は4分の1ということとされております。

続きまして、10点目のコロナにおける市民の方への影響についてでございます。

新型コロナウイルスは、特にオミクロン株の流行以降、本市におきましても、高齢者施設におきましては、府の発表どおり、クラスターが発生しているんですけども、ケアマネジャーの事業所とか訪問介護の事業所においても、濃厚接触者であるとか、感染にかかってしまう事例が多く発生しまして、介護サービスの利用者にも一定の影響が出ていると認識をいたしております。また、デイサービスにおきましては、幾つかの事業所においては休止せざるを得ない状況になっていると伺っております。それに伴いまして、現場の介護職員の方からは、利用者の生活の質の低下、いわ

ゆるADL、体力の低下とか、認知症状の進行が進んでしまっているということが懸念されるという報告を受けてございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。千里丘に看護多機能機能を持った施設をということだったのが、コロナの影響で遅れているというようなお話でした。なかなか大変な時期ですけれども、入所施設というのは望まれているところだと思いますので、しっかりと安全に気を付けながら進めていっていただきたいと思います。

ここに限らず、入所施設というのが本当に必要な方がたくさんいらっしゃるのに足りないという状況があると思います。在宅で最期までというのは、みんなそういうことは望んでいたとしても、やはり状況に応じてそれができなくなっていくというのがあります。限りがあると思いますが、その入所施設の問題については、今後の見通しといいますか、どう考えているのかということについて伺いたいと思います。

質問番号2番です。基金の繰入金は、計画値を上回るサービス給付費になったということです。2020年度の伸びが低かったというようなことです。コロナの影響だと思いますけれども、やはりそうやってサービスを利用するのを控えるということがあったら、その後の跳ね返りといいますか、そういうものがやっぱり大きいんじゃないのかと思います。先ほどの最後の質問のお答えの中でも、そういう様々な状況が出てきているとお話もありますし、一定、これはやむを得ないことかと思えます。基

金はほとんど使うということですが、もともと介護保険の基金というのは年間で使い切るということが基金の性格とされているものだと思いますので、そのことは必要なことだと思うんですけども、今後のこの3年間に限らず、介護のサービスについての給付費の伸びがどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号3番です。保険料の話です。大変高い保険料、先ほど大阪の平均は全国一だとお話ししましたが、摂津市もやはり全国平均の6,014円というのを超えてきているというのが分かりました。基準額というのは、世帯は課税だけど、本人は非課税という方です。本当に払っていけない金額になってきていると思います。

今、第9期に向けて動いていくと思いますが、保険料をこれ以上、値上げすべきではないと思っているんですけども、このことについてどう考えておられるのか、お尋ねします。

次、減免制度です。様々な周知の方法もいろいろと工夫をしていただいていると思います。そういう中で、摂津市独自の減免の数がふえているのかと思います。どんな周知をされているのか、教えていただきたいと思います。

それから、コロナ減免は反対に減っているということですが、国保も同じなので、そのときも言ったんですけども、コロナ減免は前年の収入や売り上げと比較して3割以上落ちていないと駄目だというのが、あるんです。コロナの以前とコロナになった最初の年は3割以上落ちたということで、それで使えると思うんですけども、その翌年というのは1回落ちているやつが、またさらに3割減らないといけな

いというようなことになっていると思うんです。そうなると、収入が下がってしまって、本当にしんどいのが2年間も続いているのに、また保険料がかぶさってくるとことになると思うんですけれども、連続して受けることができおられるのかどうか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号5番です。介護認定審査会です。やはり41日という、かなりかかっているという感じなんですけれども、これからは審査会の回数をふやして、もっと早くできるように対応されるということですか。これは評価いたします。

介護認定に変えて、簡単にできるチェックリスト、これを使用している自治体が非常に多いです。摂津市もチェックリストの導入はしていると思いますけれども、どのような内容か、利用数、推移も含めて教えてください。

それから、質問番号6番です。布亀株式会社とシルバー人材センターが今やっている訪問型サービスAですけれども、ここで仕事をされる生活支援員という方々は、講師の方はいろいろ資格を持った方かもしれませんが、受けるのは2日間で8時間、これでもう生活支援員になれるというお話でございます。訪問ヘルパーの時給は3,000円で、生活支援員は、布亀株式会社が2,200円、シルバー人材センターが1,500円ということで、割安ではあるけれども、じゃあ、専門的な知識をちゃんと持った専門家だと言えるのかということ、これは非常に疑問があると思います。生活支援員も訪問ヘルパーと同じことを求められても応えられないのではないかと思います。

人材確保というようにお話でしたけれ

ども、この委託から指定に変更すると、そういうことの背景というんですか、ここにこの問題が絡んでいるのかと思うんですけれども、介護人材の不足が背景になっているというようなことがあるのかということについてお尋ねをいたします。

質問番号7番です。これは移動支援も利用できる訪問型サービスBというのを始められるということで、私たちも今までも高齢者の移動支援、足の確保ということで要望してきましたので、この制度ができるということは一步前進だと思って、うれしいことなんですけれども、要支援の人が主な対象者で、それ以外も使えますという、お話だったと思うんですけど、しかし、車1台では摂津市内の要支援の方全体を賄うこともきっとできないのではないのかと思います。需要を考えますと、本当に合わないなと思っています。やっぱり元気な高齢者が元気でい続けるためのサポート、お出かけ支援、これが非常に求められると思います。ほかに何か考えておられるのかどうか、お尋ねします。

続きまして、質問番号8番、おむつ代の補助の削減についてです。

今、移動支援の財源にするために、おむつ代の補助を削減されたということでした。高齢者のサービスを拡充するために、高齢者のサービスを削るというやり方は本当にどうかと思います。いろいろと苦勞をされて、他市よりはいい制度にとか、残る方が多くなるようにとか、努力が行われているということについては分かりますけれども、でも、やっぱり外される人にとっては大変大きな影響を受けるものです。

私の知っている人ですけれども、ご主人が働いていたのが倒れて、突然入院をされて、もう経済的にも困ると、おむつ代もか

かるということで、このおむつ代の補助を入院のときに利用ができたんです。本当に助かったということで、非常に喜んでおられたんです。今までは、入院しても1年間はおむつ代の補助を摂津市は使えるということで、ありがたいと言っていたんですけど、今回からはそういうこともできなくなる、入院している間は駄目だというようなお話でありました。本当に高齢者の方の暮らしを助ける制度というのをこれ以上、削らないでほしいと思っております。できれば、おむつ代の補助も元に戻して復活させてほしいと、国はいろいろと厳しいことを言うてきますけれども、その中でも防波堤になるのが市町村の役割だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。これは要望としておきます。

続きまして、9番です。処遇改善のお話です。一般の労働者と比べて、エッセンシャルワーカーと言われるケア労働者、これが10万円ぐらい月額で少ないと言われている中で、僅か9,000円では本当にこれも合わないなと思うんですけども、これが、じゃあ、みんなが9,000円もらえるのかというと、そうではないと。さらに、全体には行き渡らないというような内容だと聞いております。摂津市の事業所で、これを実施できる状況なのかどうか、教えていただきたいと思っております。

質問番号10番です。コロナ禍の下での高齢者の皆さんの大変な状況、また事業所やそこで働く職員の皆さんの大変な状況というのを伺いました。本当にそうだと思います。認知症が進んだりとか、体が弱ってきたりとか、いろんなことがある中で、デイサービスが閉まってしまうとか、訪問ヘルパーが行けなくなるとか、様々な中で、事業所が中止をせざるを得な

いというようなところが何か所かあるというようなお話でした。また、クラスターの発生というようなお話もありました。

コロナ禍の下で、私たちはやっぱりそういうケア労働の方のまずはPCRの定期検査、これが必要だということでもずっと要望をしてきたわけですが、今、入所施設から始まって、デイサービスまではPCR検査、定期的な検査ということは行われるようになりました。一旦、11月で中止になったかと思うんですけど、また復活していると思います。ただ、訪問ヘルパーは全くこの対象外なんです。こういうことに対して、やはりしっかりと支援をしていかなければいけないと思いますし、大阪府、国に対してこういうPCR検査、これを徹底してほしいということをぜひ言っていただきたいと思っております。また、こういう介護の事業所の支援というのも本当に必要だと思っておりますので、そこについてもぜひお願いしたいと思っております。

国や府を待つだけではなくて、PCRの定期検査、まず訪問ヘルパーの分だけでも市として独自にできないのか、このことについてお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番でございます。施設の課題でございます。

現在、第8期で計画をしている施設が三つございまして、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービス、小規模特別養護老人ホーム、小規模特養と呼んでおりますけれども、三つでございます。

看護小規模多機能型居宅介護につきましては、令和4年6月の開設を見込んでおります。

認知症対応型デイサービスにつきましては、令和3年度に公募は行ったんですけども、応募がなかったために、再度、令和4年度で再公募を実施する予定でございます。

小規模特別養護老人ホームにつきましては、第8期の最終年度、令和5年度に募集を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号2番でございます。給付費が伸びているということでございます。

令和3年度は64億円ぐらいの給付費を補正後に見込んでおりました、これが令和4年度には67億円、令和5年度では72億円ということで、令和4年度は令和3年度に比べて4.5億円ぐらいふえてくる。令和5年度は、前年に比べて5億円ぐらいふえてくるということで、2025年に向けまして、摂津市の後期高齢者は今より2,000人以上ふえてまいりますので、今後も給付費は伸びてくるということがございます。

それと関連するんですけども、質問番号3番でございます。保険料との関係でございます。

2025年度に向けまして、給付費が伸びてまいりますので、保険料の値上げは一定せざるを得ないのではないかと考えております。ただ、私どもとしましては、しっかりと低所得者には配慮が一定必要だと考えておりました、現在では、所得を12段階に分けておりますけども、その細分化ができないか、より低所得者への配慮ができないかということも検討したいと思っておりますし、当然、第8期の基金の残高が出てくれば、それもしっかりと活用させていただくということで、できる限り保険料の軽減には努めていきたいと考え

ております。

それと、もう一つ、やっぱり私どもとしましては、国庫負担の引き上げをしていただかないと、介護保険制度の枠内ではどうしてもこうなってしまうということがございますので、しっかりと国に要望していくということも継続していきたいということで思っております。

質問番号4番でございます。減免の周知でございます。

こちら、令和3年度からではございますが、工夫をさせていただいております。これまでも広報誌の掲載とか、本算定の決定通知書に案内チラシを同封するなどしてきたんですけども、令和3年度からは新たな取り組みとしまして、4月の仮算定決定通知書にもチラシを同封するとか、令和2年度の独自減免の対象者の方には、本算定のときに申請書も同封するというのも新たにさせていただいております。この結果、令和2年度の独自減免の対象者はおおむね令和3年度も対象になっているということでございます。

あと、コロナ減免が減っているということで、26名の方が減っておるんですけども、こちらが前年度の所得に応じてということになりますので、令和2年度に既にコロナ減免を受けているような方につきましては対象とならないケースが多いのではないかと考えております。また、今、連続して受けている人数は出ませんので、そういった方は少ないのではないかと考えております。

質問番号5番でございます。チェックリストでございます。

チェックリストでございますが、件数で申し上げますと、令和3年度は、1月末現在で31名の方がチェックリストという

ことで、令和2年度が34名でしたので、3名減っているということになります。内訳としましては、新規の方が20名、更新の方が11名です。令和2年度では、新規の方は19名でしたので、新規の方が一人ふえて20名、更新の方が15名でしたので、4名減って11名ということになっております。

チェックリストは、生活機能の低下の恐れのある高齢者を早期に把握しまして、訪問介護やデイサービス、つどい場など、総合事業につなげることにより状態の悪化を防ぐというツールでございまして、利用者にとりましては、申請から結果までの日数が短期間であることや、認定の有効期間の設定がないために更新申請の手続が不要になるという利点もありまして、ただ、対象者となる方に対しましては、あくまで申請方法の選択肢の一つであるということは、我々、ご案内はさせていただいておりますので、これからも同様に、認定申請も可能ですよということはしっかりとご案内をしていくということで考えております。

○香川良平委員長 真鍋課長、7番です。田中課長代理。

増永委員の6点目の介護人材の不足の背景についてお答えをさせていただきます。

介護人材の不足が全国的な課題となっておりまして、大阪府の指標に当てはめてみますと、摂津市におきましては、令和5年度に介護人材217人、また令和7年度には332人の介護人材の不足が予測されております。

こういった背景がございまして、やはり介護の専門資格のない人材に、研修実施後に生活援助から介護の仕事に触れてもら

いまして、また初任者研修の受講や介護福祉士の資格取得など、ステップアップを図ってもらうことで、人材の確保につなげることが狙いでございます。

また、専門の資格を既に保有している職員の方につきましては、より専門性の高い身体介護等に専念することが可能となりますことから、今回、訪問介護への研修ということで実施をさせていただいております。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号7番でございます。訪問型サービスDでございます。

確かに、委員がおっしゃるとおり、1台で要支援の方を支援していくことはなかなか難しいということは我々も理解はしております。

今後の展開ですけれども、それ以外の元気な高齢者がたくさんおられますので、4月以降に市内での公共交通を考える会議というのが立ち上がると聞いておりまして、私もメンバーの一員になっております。そこでしっかりと、要支援の方以外の高齢者をどう支援していけばいいかということは、その会議の中で、私からもしっかりと議論をさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 田中課長代理。

○田中高齢介護課長代理 では、9点目の介護職員の処遇改善加算につきまして、市で全体に行き渡らないと、市で実施ができるのかというところでございますが、こちらは委員のおっしゃるとおり、先ほどの介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを取得している事業所が対象となっておりますので、居宅介護支援の事業所であるとか、訪問看

護、訪問リハビリ、また福祉用具の貸与、居宅療養管理指導、こういったところの事業所は対象から外れてしまうというところが現状でございます。

引き続き、10点目の定期PCR検査についてでございますが、新型コロナウイルスの感染症の対策は広範囲で行う必要があると認識をいたしております。ただ、訪問介護の事業所に定期のPCR検査の制度はないんですけれども、有症状者のみの制度は別途ございますので、感染者が出た場合には、こちらのほうをご案内するようにはいたしております。

市といたしましては、令和3年度も感染拡大防止のために事業所を応援する目的で、グローブ9万1,800枚、また不織布マスク4万5,700枚、またガウン850枚等々、介護保険事業所連絡会を通じて支援をさせていただいております。

また、PCRの定期検査の範囲の拡大につきましては、必要に応じて、国や大阪府に要望をしてみたいと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 では、3回目の質問をさせていただきます。

第8期で三つの施設を作っていくという計画を持っておられるということです。最初の一つは、遅れているけれども、着手はしているということやと思いますが、あとの二つについては、まだ見通しが立っていないという状況で、今までにもやはり施設の問題で、なかなか前に進まないというのがずっと何年も続いていると思います。どこが問題点になっているのかというようなことは多分、分かってはると思うんですけれども、何とか前に進めていけるような方策をぜひ考えていっていただきたい

と思います。入所を待っておられる方は本当にたくさんいてはると思いますので、要望としておきます。

続きまして、質問番号2番です。どんどんと介護サービスの給付費はふえていくというお話でした。それは当たり前だと思うんです。やはり高齢者の人口がどんどんふえていきますので、元気な高齢者を、できるだけ元気でいてもらうような工夫とか、今の症状が進まないような工夫、重症化を防ぐという、これは大いにやっていただきたいんですけど、そうしたとしても、やはり人数がふえれば、その分、サービス費というのは上がっていくのが、これは自然増というものだと思いますので、摂津市の問題じゃなくて、社会全体の問題だと思っています。だからこそ、この問題に対して本気の取り組みということが、必要だと思っています。

それを、高齢者の負担で何とか解決するというのはもう限界が来ていると思います。課長もおっしゃられましたけれども、やはり国庫負担をしっかりと引き上げる、このことについては、ぜひぜひ要望していただきますようによろしく願います。

低所得者に配慮するために段階を細分化するということは、それは一つの方法だとは思いますが、ただ、そのときに高額所得者がたくさんいれば、そちらの負担をふやしてということになると思うんですけど、摂津市の場合、なかなか高額所得者がたくさんはいない。そうすると、ちょうど中堅というか、非課税ではなくて税がかかってくる、介護保険料も国保料もどんどん高くなる、後期高齢者もそうですけれども、そういうような方のところにさらなる負担がいくことになる、生活費がなくなっていくということにもなっていく

で、その辺はぜひ配慮をしていただきたいと思っています。

じゃあ、どうするのかということになると、やはり摂津市の独自の繰り入れを一般会計からやらざるを得ないと私は思うんです。もちろん、国が公費を入れてくれるのが一番いいですけど、なかなかまだすぐにそうならないとしても、目の前の高齢者の方の負担をふやすのではなくて、まずは市の独自の繰り入れを行っていく。以前は、国保に毎年約2億円ぐらいの一般会計繰り入れをやっていました。今、国保は繰り入れしなくても黒字になっていますので、やはりその分を後期高齢者のほうへ移行されたその年齢の人たちが介護のところで介護保険が必要になってきているという状況があるんですから、市として、しっかり介護に繰り入れを行うべきだと思っています。法的には何も問題はありません。ぜひそういうことも市の中で行っていただきたいと思います。

また、高齢者一人一人、今、大変なときですから、支援というのをしていただきたいんです。保険料がこれだけ上がって、年金も下がって、物価も上がって大変です。コロナ禍の高齢者支援ということで、ぜひ考えていただきたいと思います。これも要望としておきます。

質問番号4番です。減免についてです。周知をしていただいているということで、大変ありがたいと思っています。もっと、ぜひ皆さんにしっかり知っていただけるように周知を頑張りたいと思います。

そして、減免制度そのものの拡充もぜひお願いしたいと思います。先ほど言っていた家族は課税で、ご本人は非課税と方の場合は減免制度を使えないということにな

っていますので、そういう方に対してもしっかり減免ができるように、利用料の減免について一般会計を繰り入れするのは、実際にやっている県がありますので、これは保険料の引き下げのための繰り入れではありませんので、ぜひやっていただきたいと思います。要望としておきます。

介護認定審査会です。やっていただけるところをふやし、介護認定の日をちを縮め、介護認定のほうで頑張りたいということとは非常にありがたいことだと思います。そこをやらないで、チェックリストに流していくのは、これは違うと思うんです。必要な方に専門的なサービスを提供する、必要な人というのはどういう人かというのを見極めをするのが介護認定です。専門家がしっかり行うべきで、チェックリストでは医師の診断もなく、責任を持って判断できないと、ケアマネジャーからもそういう声が上がっています。

また、更新がないということを利用点という形でおっしゃられましたけれども、それは利点ではないと思います。更新がなくて、状態が進んでいても気付かない可能性があります。チェックリストを介護認定代わりにせず、自分の意思で選ぶとおっしゃっていますけれども、本当にそういうことができるようになっているのか。摂津市は、対象者にチェックリストの申請用紙しか郵送していないと前に聞いていますけれども、介護認定の申請用紙も同時に同封すべきだと思います。更新の方は、今、コロナ禍なので、なかなか進んでいないというのもあると思うんですけども、新規がふえているというのは大変気になります。新規の方というのは、ちゃんとケアマネジャーもその人の状態をつかんでいない方、ここがチェックリストでだけで、更新もない

というのは非常に危険なんじゃないかと思えます。お急ぎの場合に、チェックリストを先に使用して、後で介護認定、こういう形はありやと思えますので、ぜひそういう方々にもしっかりとケアをしていただきたいと思いますので、要望としておきます。

続きまして、質問番号6番です。介護の人材不足ということが言われました。本当にそれはそのとおりだと思います。大変な厳しいお仕事です。2日間8時間だけの研修で生活支援員をやって、その後、訪問ヘルパーになろうと思うかというのと、訪問ヘルパーのお仕事って本当に大変だし、責任も重い。このコロナの中でますます訪問ヘルパーをやろうという方は少なくなっているんじゃないか。今やってはる方は、本当に使命感で必死に頑張っておられると思うんですけども、そういう中で、安易に生活支援員にお掃除やら何やらだったら任せたらいいやんみたいになっていくというのは非常に不安なんです。

身体介護はないとおっしゃいますけれども、やはりヘルパーが掃除をしたり、いろいろ家事の支援をするというのは、ただそれだけをやっているんじゃないくて、その方といろいろお話をしたり、その方の状況を見定めて、もしかしたら認知症が始まっているのじゃないのかとか、いろんなことにちゃんと気付いて、初期の認知症対応とかいろんなことにもつなげられる、そういうことが専門家なわけですから、ただのお手伝いではないわけですから、そこをぜひしっかりと生活支援員をふやして、人手が足らんからいうて安易に流していくのではなくて、やはり介護の専門性を高めて、要支援、要介護の必要な人に専門的なサービスをきちっと提供するという

ことを摂津市は今まで一生懸命、言うてきはったことです。他市と違って、摂津市は現行相当のサービスをしっかり守ってきた市として、私もそのことは市民の皆さんに、摂津市の介護は頑張っているよということ言うておりますので、ぜひその姿勢は崩さずにいただきたいと思います。

では、この人手不足をどうするねんということなんですけれども、それは先ほどから何回も出ております処遇改善です。ここをしっかりと本気でやっていかないといけないということになっていくんだと思います。6番は要望にします。

今回の処遇改善は非常にいい加減です。10月から後は知らんでみたいなやり方で、10月以降の分は利用料なのか、保険料なのか、実際に負担がかぶさってくると、そんなやり方になっていきますけれども、これも国の責任で、しっかりとした処遇改善を本気で行って、9月までと言わずに、常に処遇改善をしていくと、それを引き上げていくと、こういうことをやらせていかなあかんと思いますので、ぜひこれも要望していただきたいと思います。

質問番号9番が終わりました。引き返します。質問番号7番です。

4月以降、庁内で公共交通を考える会が立ち上がるということで、この中で、課長もメンバーとして高齢者の足の確保ということで、いろいろと発言もしていただけたということです。これはぜひぜひ頑張っていたいただきたいと思います。やっぱりお出かけ支援というのが非常に大きな力になると思います。待ち望んでおられる方はたくさんいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひします。要望とします。

続きまして、質問番号10番、PCR検査です。今までPCRの定期検査、これを

言うたびに、どこのところでも必ず症状のある方にはしていますからって言うてきはったんですよ。そやけど、症状が出てからでは遅いというのは、やはりもうはっきりしてきている。最初は、入所施設、その次はデイサービスに広がった。これは、やっぱり広がったには広がったなりの理由がある。そうしないと、クラスター発生を防げないというのがあると思うんです。訪問ヘルパーだって、いろんな方を、その方が訪問をしていくわけですから、自分がかかっていたら、いろんな人に広げていくということになります。施設じゃないからいうて、クラスターにならないとは限らないわけで、やはりPCRの定期検査、絶対必要だと思いますので、もちろん国や府に要望していただくのと同時に、摂津市でも独自の検査体制、ぜひ作っていただきたいと思います。コロナ禍で大変な事業所の支援、ぜひお願いしたいと思います。要望としておきます。

質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
森西委員。

○森西正委員 それでは、先ほど増永委員からもありましたけど、まずお金の流れを聞きたいと思います。

大阪府地域医療介護総合確保基金事業、3,360万円、繰越明許費ですけれども、これは看護小規模多機能型ということではお聞きをしまして、歳入で、大阪府地域医療介護総合確保基金事業の補助金が、令和3年度は補正予算で1,321万2,000円となっています。当初予算で1,190万円です、当初予算でここは府補助金ですが、まずこの流れをお聞かせいただきたいと思います。

予算概要では、地域密着型サービス事業

所の基盤整備及び開設準備等への助成となっておりますので、その点、教えていただきたいと思えます。

それと、予算概要の186ページで、包括的支援事業で、新鳥飼公民館に分室ができてますけれども、中には事務所、公民館、体育館の事務所があって、そこの仕切りで声が漏れることがあったりとか、相談スペースが狭くて、相談される方のスペースがなくて、公民館の部屋をずっと借りて対応されている、今はコロナで利用される方が少ないから、対応ができるということですが、コロナが収束して、公民館が市民の皆さんに活用されたときに、今の形でいけるものなのか。

それとその部屋に水道がないから、気を遣いながらお借りするとか、そうことになっているみたいなんです。

その点、そういう声があることに対して、どのようにお考えなのか、今後の対策をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。
真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問番号1番目でございます。

補助金についてですが、なかなか予算書では分かりづらくて、当初予算から説明させていただきますと、令和3年度の当初予算が6,934万3,000円ということで、令和4年度では1,190万円ということになっておりまして、令和3年度の当初予算では看護小規模多機能型居宅介護にかかる費用として4,115万1,000円です。

認知症対応型デイサービスにかかる費用として1,190万円。包括支援センターの鳥飼分室にかかる費用として119

万円です。あと認知症対応型グループホームにかかる費用としまして1,510万2,000円。こちらが合計6,934万3,000円ということで、看護小規模多機能型居宅介護と認知症対応型デイサービスと包括支援センターの分室と認知症対応型のグループホームの費用を計上させていただいております。

このうち認知症対応型グループホームは既に令和3年8月に開設しておりますので、執行しているということになります。

また、そのほかの看護小規模多機能型居宅介護の費用は、海外からの資材が入ってこないということもございまして、年度内の開設が困難であるということで3,360万円を翌年度に繰り越しをさせていただくということでございます。ただ、その671万2,000円、これも看護小規模多機能型居宅介護なんですけども、建設費用は繰り越すんですけども、開設準備に関わる費用、人件費や備品とかに使えるお金があるんですけども、こちらは執行するというのでございます。

あと認知症対応型デイサービスにかかる費用としましては、こちらは今、募集をかけておりましたけども、応募がなかったということで1,190万円ございましたけれども、こちらは全て執行しないということになっております。

包括支援センターの鳥飼分室にかかる費用は71万7,000円です。執行しているということで、残りは執行しないと、不用額になっているということで、分室につきましても11月に開設しておりますので、執行もさせていただいております。

減額の合計の金額ですが、補正予算書の12ページから13ページにあるんですけども、こちらが開設できなかった認知

症対応型のデイサービスとか、地域包括支援センターの分室の不用額で、看護小規模多機能型居宅介護の不用額も出ておまして、こちら合わせますと1,321万2,000円ということになっております。

令和4年度の1,190万円ですけれども、こちらが令和4年度の当初予算額で計上させていただいております、こちらが令和3年度で応募がなかった認知症対応型デイサービスの再公募を行うということで、再度計上させていただいているということでございます。

まとめますと第8期で、施設が幾つかございまして、小規模特別養護老人ホームが令和5年度の募集をしていきたいと言われておまして、こちらは前回の決算審査に係る委員会でも委員がご指摘ございまして、保育所では市の土地を活用しているということもございまして、しっかりと可能性を探っていきたいということで考えております。

看護小規模多機能型居宅介護は6月に開設予定でございます。

安威川以南の地域包括支援センターの鳥飼分室は11月に開設しております。

認知症対応型のデイサービスは、令和4年度に再度募集をかけていくということで考えております。

続きまして、質問番号2番でございます。地域包括支援センターの分室が、新鳥飼公民館内の旧市民サービスコーナーということで、スペースが狭いということです。こちらも包括支援センターの職員から、なかなか水がないとか、いろいろ話もございまして、今は公民館の部屋を予約しているということもございまして、こちらはしっかりと、市が委託する事業ですので、市が考えていくということでは考えておりまし

て、少し紹介をさせていただきますと、1月1日に分室が開所されて、相談件数がなかなか伸びていないということもございまして、月当たりの件数が、およそ5件から10件ということで、少なくなっているということでございます。

こちらは現在、原則予約制にしているんですけれども、今後は工夫をしまして、予約優先など、より利用しやすくするとともに、やはりケアマネジャーへの周知ですとか、広報誌への周知を検討しております。

分室に来られた方からは、場所が分かりづらいとかいうこともございますので、入り口の前にチラシとかパンフレットのラックを置くとか、公民館に来られた方にもしっかりと見ていただくということで、新たな看板も設置したいということで考えておまして、引き続き地域の顔の、気軽に相談していただけるような窓口で考えております。

スペースの問題は一応、我々として、コロナ前の公民館の利用状況などを見た上で、いけるだろうという見込みも立てておりましたけれども、今後、コロナの収束に向けて公民館の利用状況がどうなるかも分かりませんので、そこはしっかりと公民館の方と包括支援センター、社会福祉協議会としっかりと話し合いをしていきます。

スペースが、そもそも狭いので、そこでいいのかという話もあるんですけども、我々としましては、鳥飼まちづくりのランドデザインというのがありますので、市全体の中で鳥飼地域の在り方、ここでの検討もしっかりしていきたいということで、議論にも積極的に参加していきたいということを思っておりますし、かがやきプランの審議会の委員から、より身近な地域に、やはりつくるべきだということで、例えば、

安威川以北、安威川以南に、それぞれ複数要るんじゃないかというお話もございまして、市がしっかり考えていくということだと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 今お聞きをしまして、なかなか体育館のご利用の方はお元気な方ですし、公民館は今、コロナでリハサロンのかいきいきサロンも、なかなか開催をされてなかったとかということもありますから、なかなか皆さんに分かっていただけなかったのかと思いますので、また、そこはコロナが収束をして、よりよくなるように考えていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

いわゆる小規模特養の件ですけれども、なかなか安威川以北では、用地の確保が難しいという話がありました。

そう考えると、市の土地を事業所に貸してということもできますし、市が取り組んで、解消しなければ、待機者が減らないわけですから、その点は何らか考えていただいて、本当に必要な方は入れずにとということが長い期間続いているわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、特別養護老人ホームへの待機者というのは、何名おられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 現在の待機者ですけれども、令和3年4月の調査にはなりませんけれども、入所申込者が127人でございます。こちらが摂津市内で、1年以内に特別養護老人ホームに入所を希望されている方の人数は127名ございまして、そのうちの117名が入所の必要性が高い方でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 約1年前の数字ですけれども、そうはあまり変わらないと思いますので、実際に必必要な方というのは100名以上の方がおられるということですから、やはりそこは市としては、その小規模特養を造っていかなければならないと思います。

恐らく今、市内でもよく見るのがサービス付き高齢者向け住宅です。かがやきプランの中の施設ではないので、また、許認可を出すのが本市ではありませんから、市のほうが把握ができてない施設だと思えますので、そこがふえているということは、やはり本市での、小規模特養が前に向かってないことの一つの要因なのかもしれません。そこはやはり速やかに開設できるように努力をしていただきますように、これは強く要望したいと思えますので、よろしくお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1点質問させていただきます。

予算概要の188ページになりますけれども、在宅・医療介護連携推進事業の消耗品費が昨年度よりも大きく増額となっています。

その理由について、教えてください。

1回目、以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。
真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 在宅・医療介護連携推進事業の消耗品がふえているということとして、8万円から46万7,000円になってございます。

こちらが令和4年度の新しい新規事業の取り組みでございまして、人生の最終段階で、望む医療やケアを話し合う人生会議ということで、これは国が進めている事業でもございますけれども、人生会議の普及啓発を目的とするツールとして、希望される医療処置やケアを記載できるエンディングノートというのがございますけれども、これを摂津市のオリジナルで作成をしまして、市民に対して配布することを予定いたしております。

サイズをお薬手帳とすることで、日頃から持ち歩いてもらうということも想定しております。

予算科目ですけれども、消耗品費として冊子を印刷するためのカラートナーの購入やエンディングノートを持ち歩くためのお薬手帳入れの購入を予定しております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 人生の最終段階で、希望する医療とかケアを受けられるようにするためのツールです、作成することは分かりました。

市オリジナルでエンディングノートを作成するという事なんですけども、その理由について、教えていただきたいと思えます。また、普及啓発については、どのようにしていくのか、併せて教えてください。

以上です。

○香川良平委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 この取り組みの目的でもあります、人生の最終段階での望む医療やケアを話し合う人生会議は、本人の意向を知るきっかけとなりまして、医療関係者や介護関係者、また家族にとっても、看取りの場面や入退院、日常の療養、救急

時の対応において非常に重要なものでございますが、なかなか元気な間に、そうしたことを切り出すきっかけがないという課題もございました。

そこで、お薬手帳と一緒に持ってもらうことで、医療関係者や介護関係者がお薬手帳を持っていますかという自然な流れで話を切り出すきっかけになればということで、お薬手帳で携帯できるサイズを現在考えております。

なかなかお薬手帳サイズのもの、市販ではございませんで、市オリジナルで作成をするということで、現在、考えております。

また、お薬手帳と一緒に持つことによるメリットといたしましては、現在、医療と介護の連携の取り組みとしまして、お薬手帳を中心とした取り組みも進めております。そちらとの取り組みの相乗効果が得られるのではないかと考えておまして、具体的にはケアマネジャーが医療関係者と連絡を取りやすくする連携のツールとして、担当ケアマネジャーの事業者名や氏名、連絡先と書いた、せつつケアマネジャー情報シールというものを活用しておまして、摂津市としては、そのシールをお薬手帳に貼ることを推奨させていただいております。

こうした取り組みを通じて、より声かけがされやすくなって、エンディングノートの活用につながるのではないかと考えております。

配布の対象としましては、市民向けの講座に参加された方や、地域包括支援センター、また高齢介護課の窓口に来られる方です、そのほか医療機関や薬局に配架をすると、病院で待ってる間に、見てもらうとかです。そういったことで、高齢者以外の方

でも手に取れるように、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 令和4年度に取り組もうとしている背景や内容です、それから消耗品の増額理由については理解をいたしました。

後期高齢者が、今後ふえていく中で、必要になってくる取り組みであるとは考えます。ただ、内容的に非常に繊細な内容になってきますので、試行というか、実際、印刷にする前に、もちろんケアマネジャーとかの意見も聞くと思うんですけど、何人か、当事者に当たってみて、どういう反応を示すだとか、どうしたらいいのか、よく考えていただいて、受け手側の意向をしっかりとくんで進めていただきたいと思います。

また、多くの職種と連携をして、このノートを広く使ってもらえるように、市民の皆さんに周知もしていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお願いをさせていただきますと思います。

生活支援体制整備事業ですけども、やはり移動支援と一緒に、この取り組みも困り事を支援していくということで、様々なハードルを乗り越えられて、昨年10月から三島住宅から実施していただいているということで、よりそいクラブに皆さんご登録いただいて、ご協力いただきながら取り組んでいただいております。高く評価をするところであります。

摂津市は14.87平方キロメートルと、大阪府の中でもコンパクトなまちでありますけども、みんなが育むつながりのまち摂津が目指す将来像ですから、これは一つの大きな事業だと思っております。

今は、三島住宅だけですが、近い将来、市内あっちこっちで、こういう取り組みが、展開されることを期待しておりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○香川良平委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後3時 6分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、1点だけ確認も含めて質問させていただきます。

予算概要176ページ、パートタイマー等退職金共済事業というところで1,231万5,000円計上されておまして、そのパートタイマー退職給付金が860万円、前年度と同額の予算となっております。これ毎回、聞かせてもらってますけども、現在の加入事業所数と人数、あるいは前年度からの増減等々含めてお聞かせください。

以上、1回目です。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、光好委員のご質問について、お答えさせていただきます。

きます。

現在の加入事業者数と人数、前年比からの増減等でございますが、令和4年3月31日の加入者数でございますが、26事業所で127名でございます。前年度と比較しますと、4事業者10名の加入者減となっております。

令和2年度末に30事業者でございましたが、事業者が年度末に2者退会されて、長期に掛けていた方が退職されたことをきっかけに退会となっております。

コロナ禍でありまして、事業の見直しもあったのではないかと推測しております。

令和3年度に関しましては、加入者がおられず2者退会ということがございましたので、26事業所となっております。

退会理由は、事業経営者の病気により事業廃止、あと事業の見直しと聞いております。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 現状についてお聞かせいただきました。残念ながら減って、4事業者も減ってるんです。理解いたしました。

これも要望としておきますけど、先ほどもコロナというところもあって廃業されているところもありましたけれども、さらにまだ悪化するといえますか、そういう可能性もございますので、いつも言っていることですが、ニーズ調査とか、あるいは把握に、引き続き取り組んでいただければと思います。

これも、いつも言っていることで、中小企業退職金共済制度ありますけども、これは零細企業、小規模事業所には有効だと私も思いますので、そういった意味では、さらに、把握に努めていただくとともに、中小企業退職金共済制度との違いについて

も丁寧に説明いただいたり、あるいはPRをしていただければと思います。

また、一方では、今後の方向性、状況を見ながら、しかるべきタイミングには、しかるべき方向性を見極めというのも必要になってくることもあろうかと思っておりますので、状況に応じて、ぜひ、ご案内いただければと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。やるからには、しっかりとPR、あるいは適切な対応をお願いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今、現状をお聞きしまして、やはりコロナの影響があるというようなお話でした。やっぱり中小業者にとって、このコロナの影響というのは、本当に大きくなってきてる。

病気になってとか、そうことも理由として、あるということですがけれども、やはり後継者がなかなか育たないというような問題も、コロナ禍で、さらに深くなっているんじゃないのかと思います。

経営者もそうですし、働く方々にとっても、コロナで仕事が続いていけない、社会的にも問題になってきているところなんです。このパートタイマーの退職金というのは、ぜひ私は継続していただきたいと思います。思っているんですけども、やはり、この見えてきている現状に対して、ぜひ、コロナ支援を中小業者に行うとこと、コロナ禍で、この事業に新たに負荷するようなものをつくれないうのかというも思いますので、これは要望としておきますので、ぜひよろしく願いいたします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

○森西正委員 このパートタイマー退職金の制度は、いい制度ですというのが、事業所、市民に対してのスタンスなわけですよ。ということであつたら、本市に関わる、例えば外郭団体の従業員が、この制度に入られているのか。本市の近いところから、加入促進をしていかないと、やはり市内全域の事業所が入りますよということにはならないと思います。要望にしときますけれども、そこはやっぱり市として入るように促していくというようなことを、ぜひとも進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時18分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開をいたします。

次に、議案第17号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時18分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開をいたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採決

します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第17号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後3時22分 休憩)

(午後3時23分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開をいたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議します

令和4年度の本委員会による行政視察につきましては、現在もまん延防止等重点措置が発令されており、依然として収束の兆しが見えない状況であることから例年どおり5月に実施することが困難であると考えております。

つきましては、5月の実施を見送りさせていただき、5月から6月の状況に応じて7月もしくは8月に近隣市へ日帰りで実施できるか判断したいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、行政視察を実施するかの判断は、改めて協議させていただきますが、実施する場合につきましては、視察項目についても本委員会で協議してまいりたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本会議最終日において常任委員会の所管事項に関する事務調査を閉会中に調査することが図られます。

老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政について令和5年3月31日まで、閉会中に調査することにいたしたく思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後3時27分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 森西 正